

はじめに



本市は、東部に相模原台地、中央部には座間丘陵、西部には相模川沖積低地が広がり、さらに、中央に目久尻川、西端を相模川が流れており、こうした豊かな自然環境の中で、歴史と地域の特性を活かしながら着実に発展を遂げてまいりました。

これまで、平成9年11月に策定しました本市の環境行政の方向性を示す「座間市環境保全行政施策推進指針」に基づき、市・市民・事業者が一体となって、環境保全に取り組んでまいりました。

しかしながら、近年、地球温暖化をはじめ、猛暑やゲリラ豪雨などの異常気象の多発、種の絶滅や生態系の破壊など、様々な環境問題が深刻化してきております。また、平成23年3月に発災した東日本大震災に伴う原発事故を機に、エネルギーを取り巻く問題が大きな転換期を迎えております。

こうした状況を踏まえ、複雑・多様化する環境問題に対して、これまで以上に総合的かつ効果的な対応を図るため、平成24年4月に「座間市環境基本条例」を施行し、同条例に基づき「座間市環境基本計画」の策定を進めてまいりました。そしてこのたび、望ましい環境像である「豊かな水と緑を守り育て 未来へつなぐ 人と環境にやさしいまち ざま」の実現を目指し、同計画をスタートいたします。

本計画では、条例に基づきまして6分野の基本目標を掲げ、市はもちろんのこと市民・事業者の環境の保全及び創造に関する取組みへの積極的な参加や協働を基調にし、環境施策の効果的な推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました環境審議会の委員の皆様をはじめ、ご意見、ご協力をいただきました多くの市民の皆様に心より厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

座間市長 遠藤 三紀夫

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	4
4 計画の対象範囲	4
5 計画の推進主体	5
6 計画の構成	6

第 2 章 座間市の現状と課題

1 座間市の概況	8
2 環境の現状と課題	11
(1) 自然環境	11
(2) 都市環境	14
(3) 循環型社会	14
(4) 生活環境	17
(5) 地球環境	21
(6) 環境教育・学習	23

第 3 章 望ましい環境像と計画の目標

1 望ましい環境像	26
2 基本目標と重点的な環境目標	27

第 4 章 施策の展開

1 施策体系図と施策の内容	30
基本目標 1【自然環境】	31
基本目標 2【都市環境】	37
基本目標 3【循環型社会】	41
基本目標 4【生活環境】	44
基本目標 5【地球環境】	48
基本目標 6【環境教育・学習】	52
2 市民・事業者の参加、協働による施策の展開に向けて	56

第 5 章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制	60
2 進行管理	60
3 市民・事業者の参加、協働による環境の保全及び創造に関する活動の推進について	61

資料編

1	座間市環境基本条例	64
2	座間市環境基本計画（案）について【諮問・答申】	67
3	策定経過	69
4	座間市環境審議会開催経過	70
5	座間市環境審議会委員名簿	71
6	市民・事業者の環境意識と行動	72
7	生活環境に係る環境基準	78
8	用語の解説	81

*のある用語は、資料編（「8 用語の解説」P81以降）に説明があります。

第 **1** 章

計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象範囲
- 5 計画の推進主体
- 6 計画の構成

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景と目的

座間市（以下「本市」という。）では、環境問題が国内にとどまらず、地球規模まで広がる中で、生活環境や自然環境、地球環境の保全の推進が必要不可欠であることから、本市の環境行政の方向性を示す「座間市環境保全行政施策推進指針（以下「指針」という。）」を平成9年11月に策定しました。

座間市環境保全行政施策推進指針

○指針の5つの柱

- I 緑（緑の保全と創造をもって、豊かな緑を守り育てる指針）
- II 水（豊かな、清らかな地下水、湧水を守り育てる指針）
- III 大気（澄み、きれいな空気を守り育てる指針）
- IV 資源・廃棄物（資源を有効に利用する指針）
- V 環境学習（人と環境とのかかわりの理解を深める指針）

この指針に基づき、「[市民][事業者][行政]の行動計画書」を策定し、三者が一体となって環境保全に取り組んできました。また、第三次座間市総合計画（平成3年度～22年度）の基本目標の一つであった「水かがやき 緑かおり 風おどる空間」の実現を環境面から目指し、環境施策を展開してきました。

しかし、環境問題がさらに複雑多岐に渡る問題となり、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるようになったこと、また、指針による環境行政の推進は実効性に欠けるという問題点があったことから、様々な環境問題に総合的、効果的に対応するため、基本理念を掲げ、計画的な環境行政を推進することを目的に、平成24年4月に「座間市環境基本条例（以下「基本条例」という。）」を施行しました。

このような背景から、指針策定後の社会動向の変化、新たな課題などを踏まえ、具体的な行動計画や数値目標を設定し、これまで以上に市・市民・事業者が協働して本市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、「座間市環境基本計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、基本条例第3条に定められた基本理念の実現に向け、同条例第9条に基づき策定します。

座間市環境基本条例(抜粋)

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市の施策の策定等における市、市民及び事業者との協働を通じて、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境の実現を図り、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等を守り生かしながら、これを将来の世代に継承していくことを旨として行わなければならない。

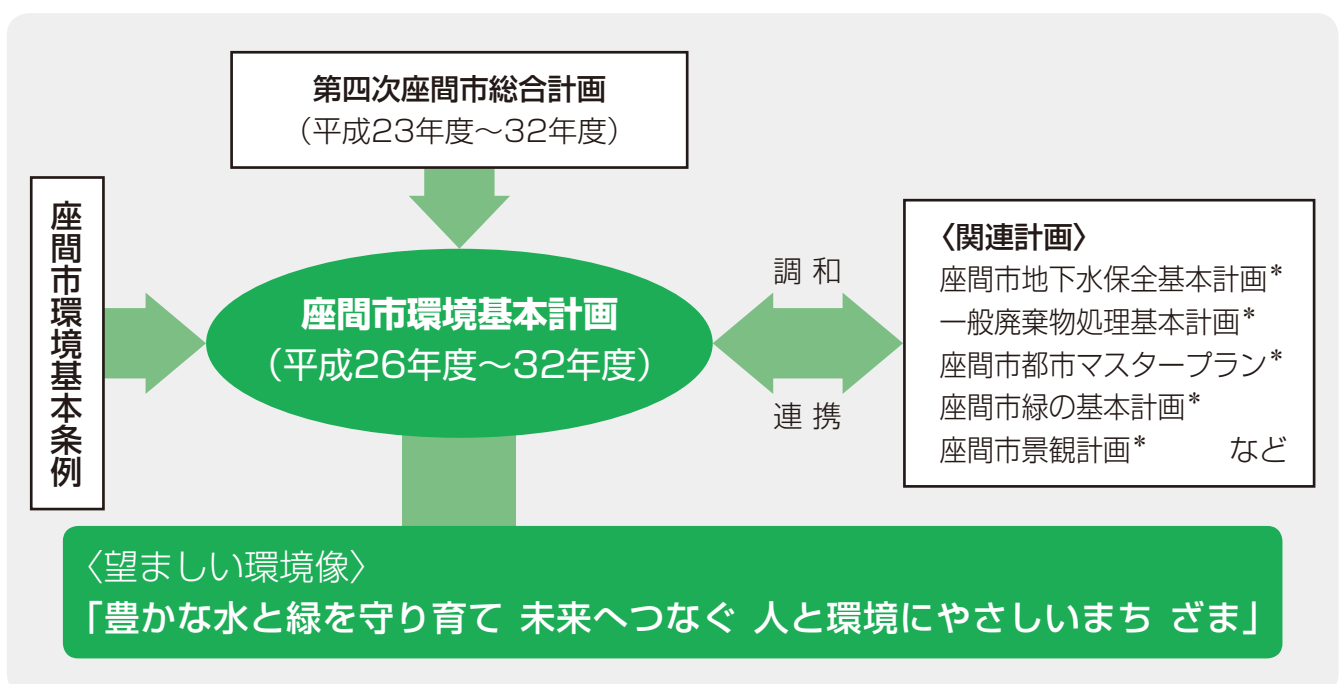
2 地球環境保全は、人類共通の課題であり、地域環境が地球環境に深く関わっていることから、市、市民及び事業者が自らの課題であると捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(環境基本計画)

第9条 市長は、市における総合的かつ計画的な環境行政の推進を図るため、座間市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

本計画は、平成23年4月にスタートした「第四次座間市総合計画」に基づいた市の将来都市像を実現するための環境分野に関する計画でもあり、本市が策定した地下水、一般廃棄物、まちづくり、緑などに関する様々な計画とも調和、連携を図ります。

環境基本計画の位置付け

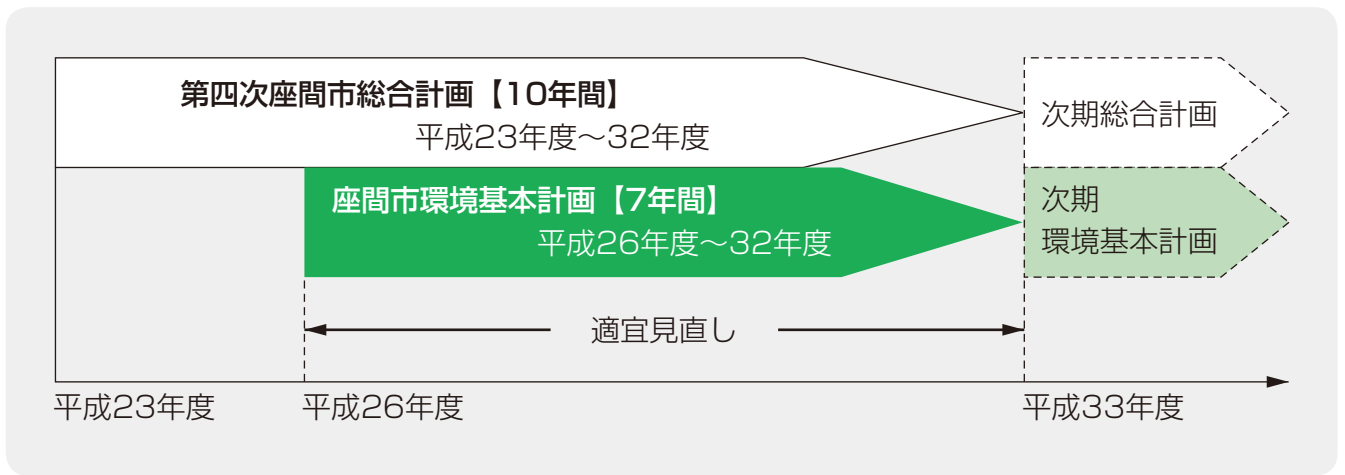


3 計画の期間

本計画は、21世紀半ばを見据えた長期的な地域の環境づくりを目指し、実効性を確保するため、上位計画である「第四次座間市総合計画」と整合を図り、平成26年度から平成32年度までの7年間を計画期間とします。

ただし、計画の期間内においても、必要に応じて適宜見直すこととし、計画が今後の社会経済状況などの変化に適應できるように努めます。

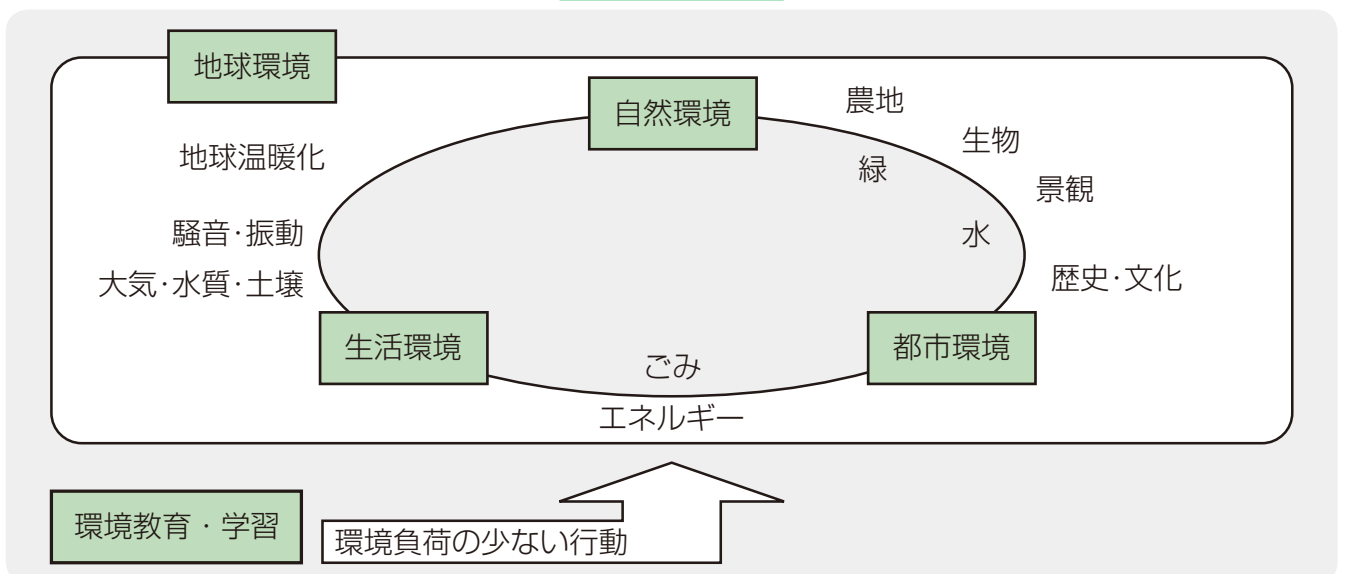
計画の期間



4 計画の対象範囲

本計画における環境の範囲は、緑、水、騒音、ごみなどの身近な環境から地球温暖化*などの地球規模の環境まで、幅広い環境を対象とします。

環境の範囲



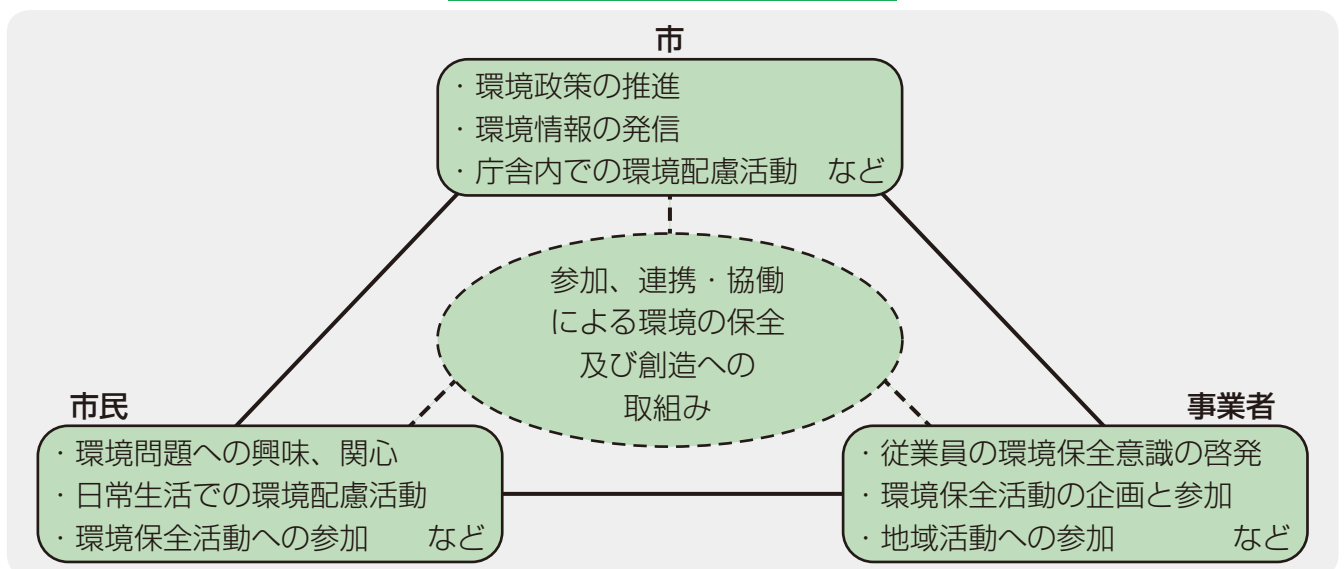
5 計画の推進主体

本計画は、市・市民・事業者が推進主体です。

環境問題には、身近な問題から地球規模の問題まであります。それらの解決のためには、地域における取組みを推進し、積み重ねることが必要不可欠であり、それぞれの主体が参加、連携・協働することで取組みを進めます。

本計画の第4章では、条例で掲げる6つの基本的施策を着実に推進するための各主体の役割と具体的な施策を記述しています。

計画の推進主体とその役割



座間市環境基本条例(抜粋)

(基本的施策)

第8条 基本理念の実現を図るための基本的施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系を保持するとともに、斜面緑地、地下水等を適正に保全し、豊かな自然環境を整備すること。
- (2) 湧水と緑を生かした美しい都市景観の形成、歴史的文化的遺産の保存等を推進するとともに、魅力ある都市環境の実現を図ること。
- (3) エネルギーの有効利用、廃棄物発生抑制及び資源の循環的な利用が推進される社会の構築を図ること。
- (4) 公害の防止策を推進し、良好な生活環境を創造すること。
- (5) 地球温暖化対策等を推進し、地球環境を保全すること。
- (6) 市民の環境保全意識及び活動意欲を増進させるなど環境の保全等に関する学習機会を充実させるとともに、現在のみならず将来の世代をも視野に入れた良好な環境の保全及び創造を図ること。

6 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

計画の構成

第1章 計画の基本的事項

計画の策定の背景、目的、期間、対象範囲、推進主体といった基本的な事項について

第2章 座間市の現状と課題

人口、土地利用などの本市の概況と環境の現状と課題について

第3章 望ましい環境像と計画の目標

本市が目指す将来の環境のすがた（望ましい環境像）とその実現に向けた計画の目標について

第4章 施策の展開

本市が展開する環境施策（計画の柱、市・市民・事業者の役割、具体的施策（市の事業）、進行管理指標）及び市民・事業者の参加、協働に向けた取組みについて

第5章 計画の推進体制と進行管理

計画の推進体制と進行管理の方法について

第 **2** 章

座間市の現状と課題

- 1 座間市の概況
- 2 環境の現状と課題
 - (1) 自然環境
 - (2) 都市環境
 - (3) 循環型社会
 - (4) 生活環境
 - (5) 地球環境
 - (6) 環境教育・学習

第2章 座間市の現状と課題

1 座間市の概況

(1) 座間市の位置と地勢

本市は、東京から西南へ約40km、横浜から西へ約20kmのところであり、神奈川県ほぼ中央に位置しています。

市域は、東部は相模原台地^注、中央部は座間丘陵、西部には相模川に沿った沖積低地が広がり、さらに低地部には相模川、鳩川が、相模原台地部には目久尻川が南北方向に流れ、起伏に富んだ地形を構成しています。

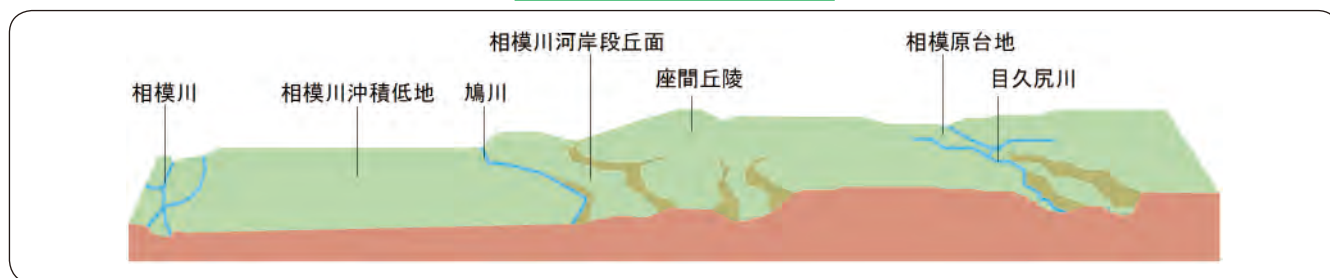
相模原台地に降った雨が地下に浸透して地下水となり、北から南へ流れ、本市で湧き出しており、昔から湧水や地下水を利用した生活や、農業、工業などに地下水を利用した産業の形態が見られ、市民の生活にかけがえのないものになっています。

座間市の位置



資料：座間市都市マスタープラン

座間市の地形構造



資料：座間市都市マスタープラン

注 本地域の考古学研究では、「相模野台地」の名称を使用することが多い。

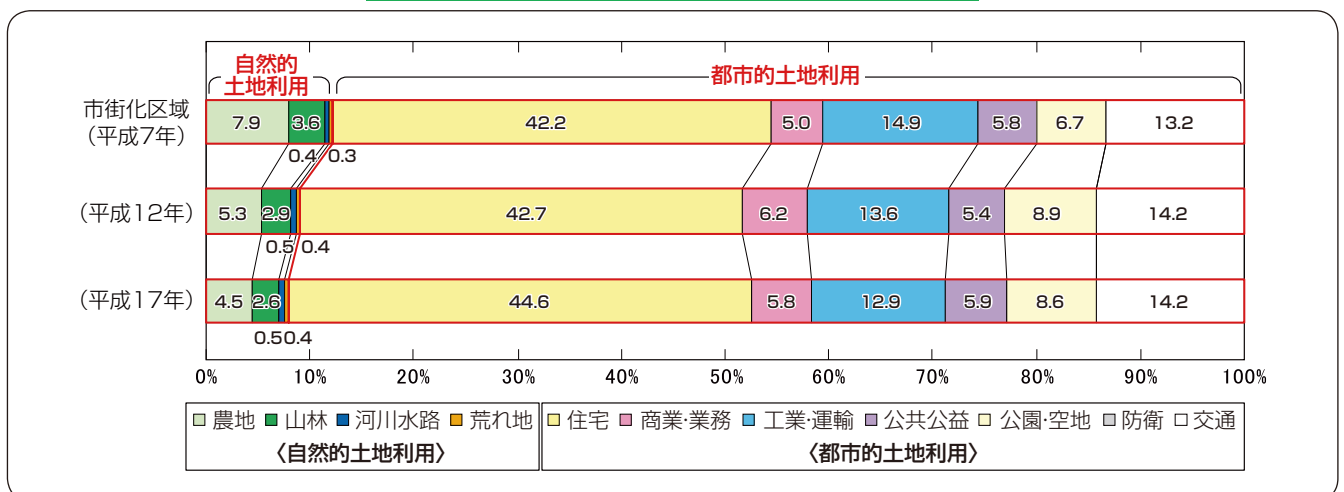
(2) 面積と土地利用

本市の面積は、1,758haあり、東西に5.3km、南北に4.0kmの広がりがあります。

経済成長に基づく都市化の進展により、住宅や商業、工業などの都市的土地利用が進む中で、農地、山林などの自然的土地利用が守られ、「住宅都市」として発展してきました。平成17年の土地利用の割合は、市街化区域では自然的土地利用が99.5ha(8.0%)、都市的土地利用が1,153.5ha(92.0%)です。都市的土地利用面積のうち住宅用地が4割強と最も多くを占めており、自然的土地利用や工業・運輸用地が減少する一方で、未利用地の宅地開発や、工業系から住居系、商業・業務系への土地利用の転換が進んでいます。

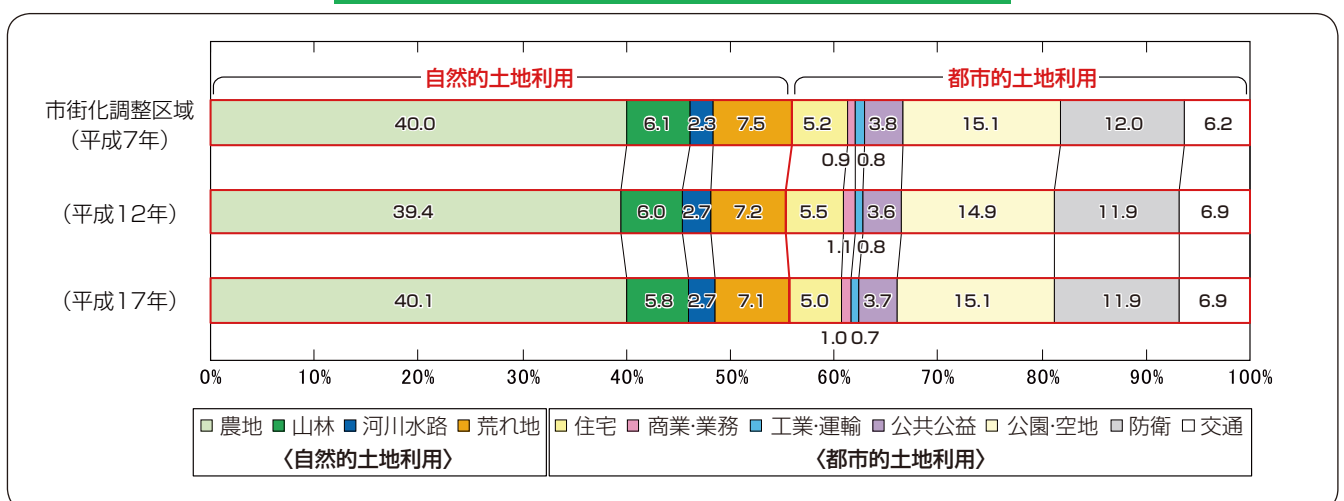
市街化調整区域では、自然的土地利用の面積が5割を超えており、このうち農地が最も多くを占めています。土地利用面積比率の推移には、大きな変化はありません。

土地利用面積比率の推移(市街化区域)



資料：都市計画基礎調査

土地利用面積比率の推移(市街化調整区域)



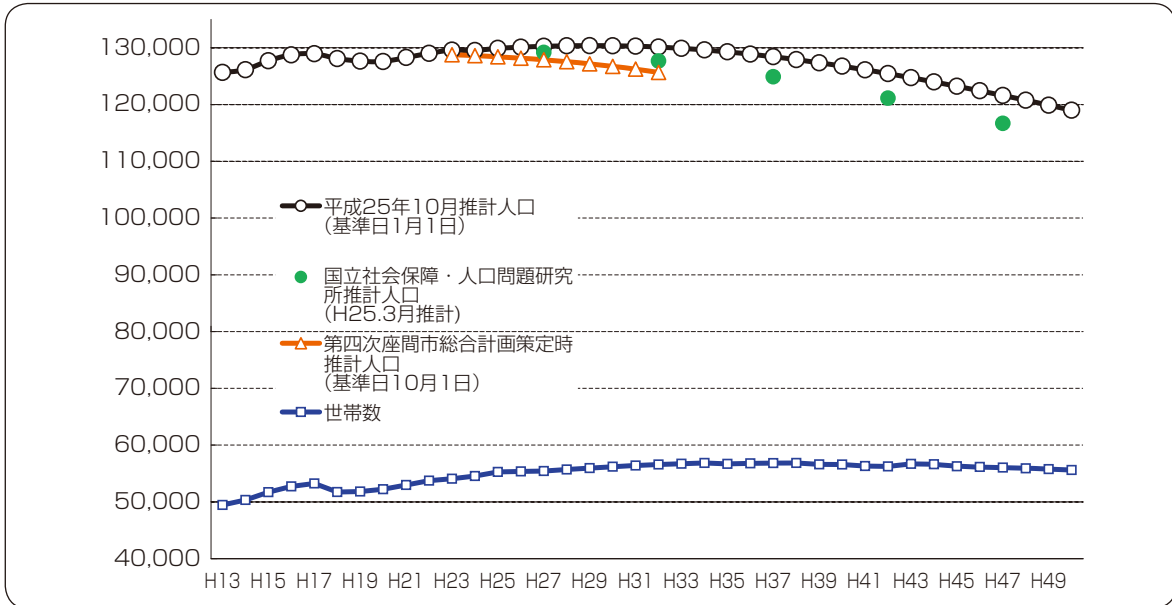
資料：都市計画基礎調査

(3) 人口

高度経済成長期の昭和30年代から市内東部一帯に工場が進出し、また首都圏への人口集中に伴って急速に都市化が進み、昭和46年に県内17番目の市として市制が施行されました。

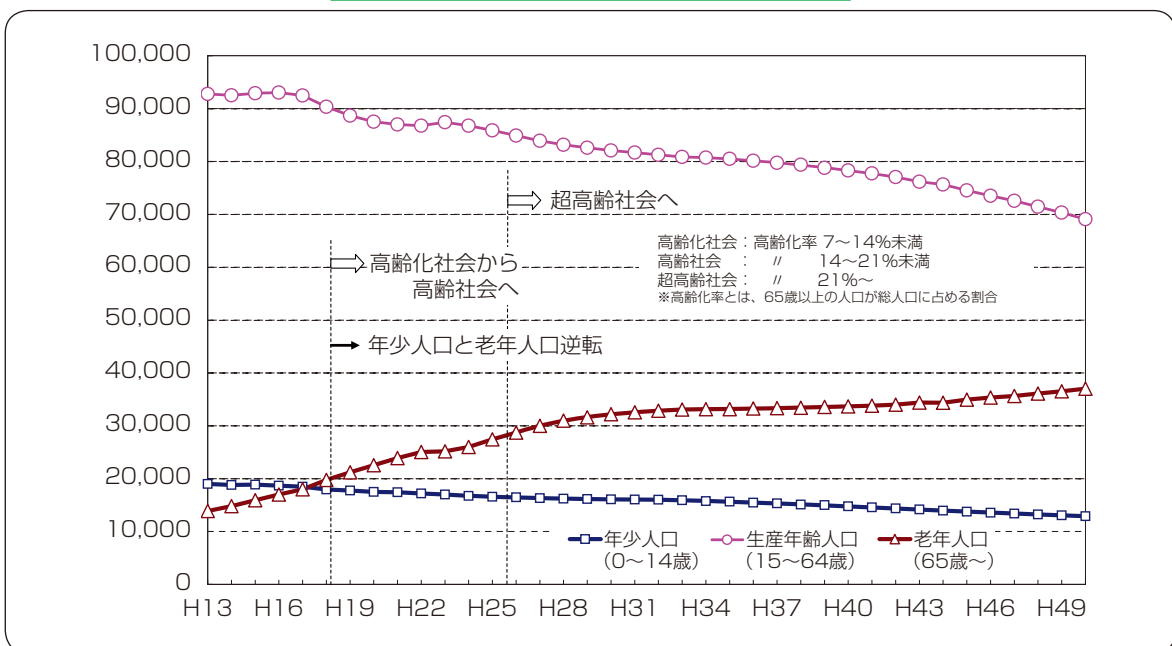
その後、バブル経済の崩壊や自動車関連企業の工場閉鎖という苦境に立たされながらも、平成25年3月における人口は129,840人です。年齢別人口では老年人口割合が神奈川県下では比較的低い市ですが、近年急速に高まり、今後も引き続き増加することが予想されます。

人口及び世帯数の推移・推計



資料：人口及び世帯数の将来推計（平成25年10月推計）

年齢（3区分別）将来人口の推移



資料：人口及び世帯数の将来推計（平成25年10月推計）

(4) 産業

工業は、平成4年頃から事業所数が徐々に減少してきていますが、その一方で自動車関連企業の跡地に物流産業や先端的環境技術関連企業が立地するなど、新たな動きも見られます。

商業は、昭和60年頃から事業所数は減少しているものの、大型店舗数は増加傾向にあります。また、商店会や商工会、ボランティア団体などが活性化に向けて、ひまわり関連のイベントの開催など努力を重ねています。

2 環境の現状と課題

(1) 自然環境

① 緑

【現状】

相模川沿いの低地一帯では、豊かな田園地帯と農村集落が広がり、市中心部の座間谷戸山公園の段丘部の斜面樹林など、段丘地形を有する本市らしい自然を残しています。芹沢公園を中心とした栗原地区一帯は、斜面林などの良好な自然景観を残しており、相模原台地一帯では、平坦な畑地の風景が見られましたが、現在は高密度な市街地と住宅地などで構成されています。

住宅地の緑や自然緑地の減少、地球温暖化やヒートアイランド現象*に伴う都市気候の変化、緑に対する住民ニーズの多様化など、緑を取り巻く環境は大きく変化しており、市内の緑の重要性が今まで以上に高まるとともに、市民の緑への関心も一層高まっています。

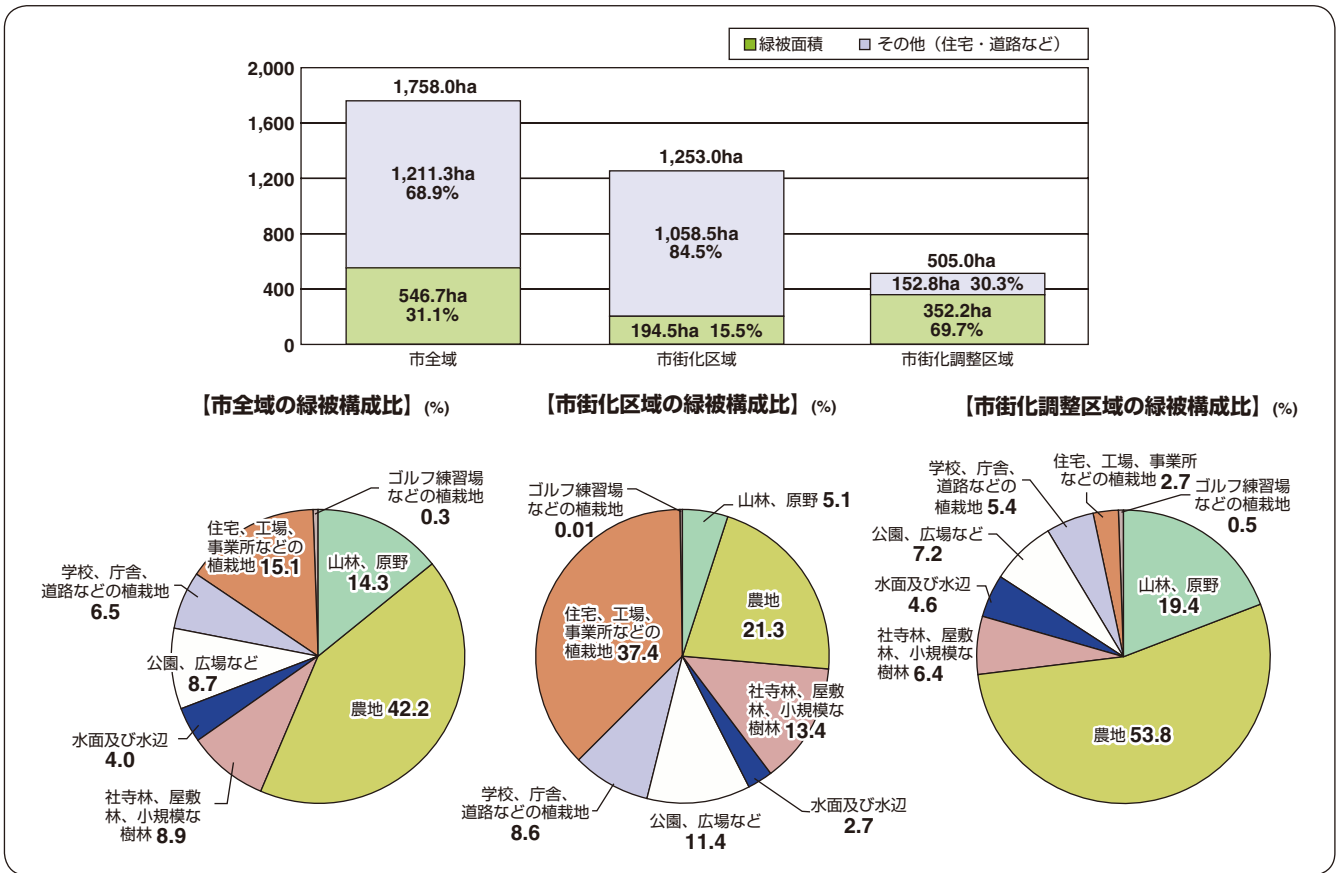
市全体の緑被面積は546.7haであり、市全体の緑被率は31.1%（「座間市緑の基本計画」より）です。緑の区分別では、畑、果樹園、水田、裸地といった順に多く、農業的土地利用による緑が全緑地の約42%を占めています。山林・原野による緑は約14%を占めており、貴重な緑資源です。

本市には現在、41箇所、総面積61.5haの都市公園があります。市民一人あたりの都市公園面積は、4.8㎡/人となり、神奈川県平均の4.9㎡/人、全国平均の9.5㎡/人を下回っています。総合公園である芹沢公園及び特殊公園である座間谷戸山公園は、市の基幹的な緑の拠点となっています。

【課題】

- ・ 緑地の保全と緑化の推進
- ・ 市民の緑化意識のさらなる向上
- ・ 都市公園面積の増加

緑被面積・緑被率



資料：座間市緑の基本計画

②水（湧水・地下水）

【現状】

本市の東部には相模原台地が広がり、この台地に降った雨が浸み込んで、地下水になります。相模原台地の帯水層は厚く、地下水量は豊富で、地下水は北から南へ流れ、目久尻川の谷底低地で湧き出しています。市内には他にも数多くの湧水が見られます。これら湧水・地下水は、昔から生活、工業、農業用水として使われてきました。しかし近年、開発などによる宅地造成が進み、林、畑などの涵養地が減少し、産業構造の変化によって、水量、水質の両面にわたる監視が必要です。

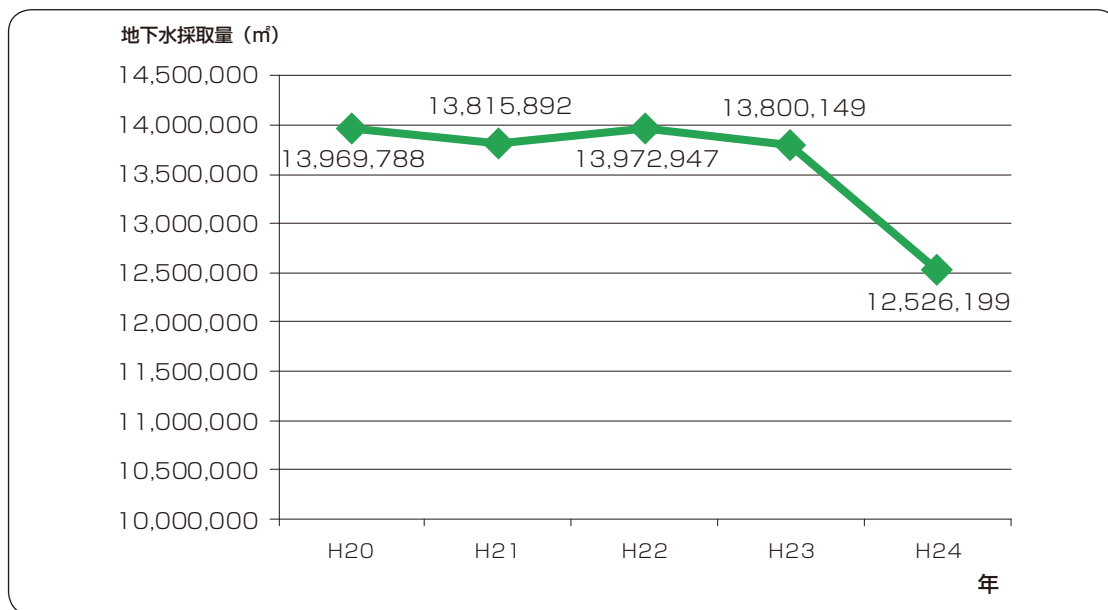
このような状況の中で、本市は平成10年4月に「座間市の地下水を保全する条例」を公布し、平成11、12年度と平成20、21年度に将来にわたって地下水を保全するための基礎資料を得ることを目的とした地下水総合調査を実施しました。

井戸の設置や有害物質使用に関する届出を通しての指導、有害物質使用事業場の監視、市内の地下水採取量の把握、地下水保全連絡協議会の開催などの施策を進め、貴重な天然資源である地下水の保全に努めています。

【課題】

- ・ 地下水位の測定と予測
- ・ 地下水涵養策の推進による地下水量の確保
- ・ 地下水質監視による地下水汚染の未然防止
- ・ 湧水・地下水の有害物質測定による地下水質の把握

市内における地下水採取量の推移



注 平成24年は、地下水採取井戸のうち市営水道の第3水源が耐震工事のために稼働を停止していた。

資料：環境政策課作成資料

③農地

【現状】

都市化の進展に伴い、昭和40年代に耕地面積が急激に減少したあと、砂利採取地の農地への復元などもあり、昭和50年代には一旦増加傾向になりましたが、それ以降は年々減少が続いています。この間、農業者の高齢化、後継者不足が進行し、遊休農地が増加傾向にあります。

まとまった農地は、西部の相模川左岸に面した水田稲作地帯と東部の栗原地域を中心とした畑作地帯にあります。西部の水田地帯は土地改良事業などにより基盤の整備が済んでいますが、今後は農作業道や用排水路などの不備な箇所の整備が必要です。東部の畑作地帯は土地基盤が未整備で一区画が不成形の農地であり、経営の近代化を図るために区画、農作業道などの整備が必要です。

地域で生産された農産物をその地域内において消費する地産地消の取組みは、農地の保全と活用につながります。また、地下水の涵養^{かん}など自然環境の保全、景観形成、輸送エネルギーの削減による地球温暖化対策など多面的な機能があり、環境問題と深い関わりがあります。

農地の背後に存在している緑や水のある自然環境は、市街化が年々進む本市にとって貴重な空間であり、農業生産基盤整備と併せて自然環境や景観にできる限り配慮することが重要です。

【課題】

- ・農地の保全と活用
- ・地産地消の推進

(2) 都市環境

【現状】

中央部を南北に縦断する座間丘陵を境として、東部には相模原台地が、西部には相模川の河岸段丘を境に沖積低地が広がり、さらに中央を目久尻川、西端を相模川が流れ、地域ごとに特色のある景観が見られます。

平成13年3月に本市の豊かな自然と湧水、暮らしの中で培われてきた固有の歴史や文化などの地域の特性を活かした良好な景観の形成を進めるため、「座間市都市マスタープラン」を策定しました。平成18年4月に「景観行政団体*」となり、平成20年3月に「座間市景観条例」を制定し、同年8月に「座間市景観計画」を策定しました。

市内には座間の歴史と先人たちの生活を今日へ伝える遺跡や街並みが今もなお存在しており、そうした価値ある資源を保全するとともに、様々な表情を持った景観づくりが必要です。

また、本市では市民の美化意識の啓発のために、まち美化活動を推進しており、良好な街並み景観の形成に努めています。

【課題】

- ・地域の自然、歴史などが調和した良好な都市景観の形成
- ・歴史的文化的遺産の保全
- ・市民の美化意識の啓発と美化活動の推進

(3) 循環型社会

【現状】

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から脱却するためには、自然界から採取する資源量を少なくし、有効に使うことによって廃棄するものを最小限に抑えなければなりません。

国では、平成12年に「循環型社会形成推進基本法*」が制定され、ごみやリサイクル政策の基盤が確立されました。平成15年に同法に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」が策定され、ごみの最終処分量が減少するなどの一定の成果を上げています。平成20年には「第二次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、毎年、施策の進捗状況などについて集中的な審議が行われています。

本市は、海老名市、綾瀬市とともに「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「市民・事業者・行政との信頼と協働に基づく循環型社会*の海老名・座間・綾瀬地域を目指す」を将来の目指すべき姿として、平成25年度から平成39年度までの15年間で、「一人一日あたりの家庭ごみの減量化量」、「事業系ごみの減量化量」、「リサイクル率」、「焼却量」について目標値を定め、取組みを進めています。

一人一日あたりの家庭ごみの排出量は、平成19年度以降減少傾向にあり、平成22年度の排出量は689gとなっており、前計画の目標値（目標年度平成33年度）767gをすでに達成している状況です。事業系ごみの排出量は、平成22年度の時点で平成12年度比約50%削減している状況となっています。リサイクル率は、平成22年度時点で約32%となっており、国及び県のリサイクル率^注を上回っている状況です。焼却量の推移は減少傾向を示しています。

注 国のリサイクル率は国内都道府県の総排出量、総資源化量の合計を基準に算出している。県のリサイクル率は県内市町村の総排出量、総資源化量の合計を基準に算出している。

排出されたごみは、生活環境を保全するため、適正に処理していかなければなりません。そのためには、焼却処理量の低減やごみ処理施設の整備が必要です。

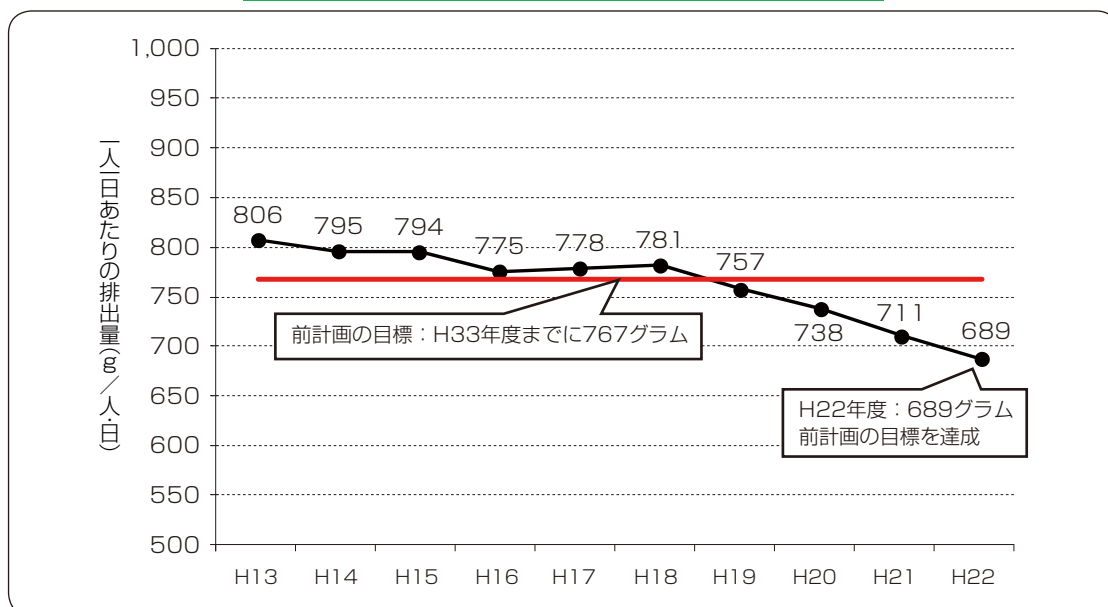
また、市民への情報提供、環境学習の機会の提供、情報共有などにより、ごみに関する意識の向上を図る必要があります。

不法投棄防止対策は、パトロールの実施や看板の設置などを引き続き進めています。

【課題】

- ・ごみの減量化の推進
- ・リサイクル率の向上
- ・ごみの適正な処理による生活環境の保全や公衆衛生の向上
- ・ごみの減量、資源の再利用と排出ルールに対する市民意識の向上
- ・不法投棄の防止

一人一日あたりの家庭ごみ排出量の推移

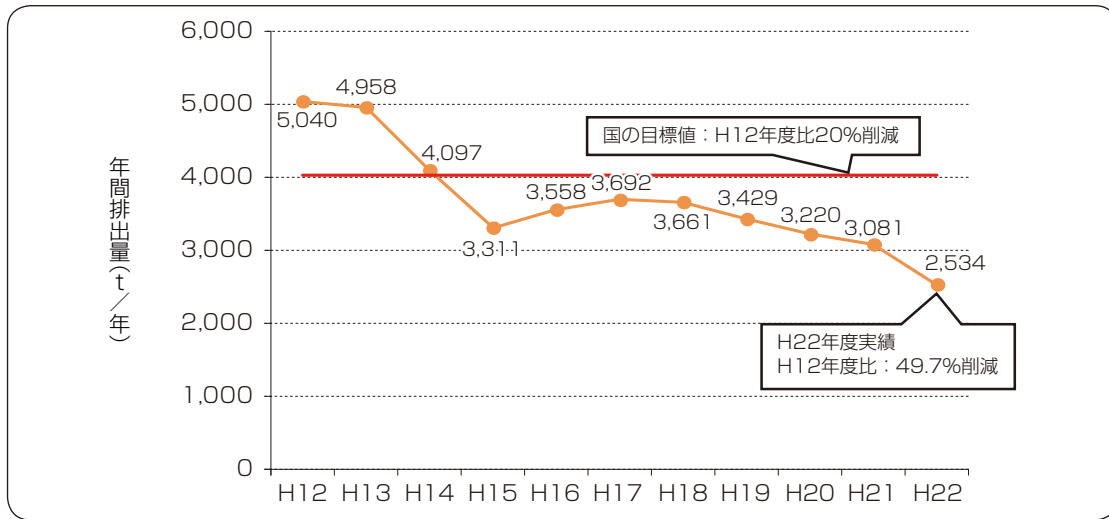


資料：一般廃棄物処理基本計画



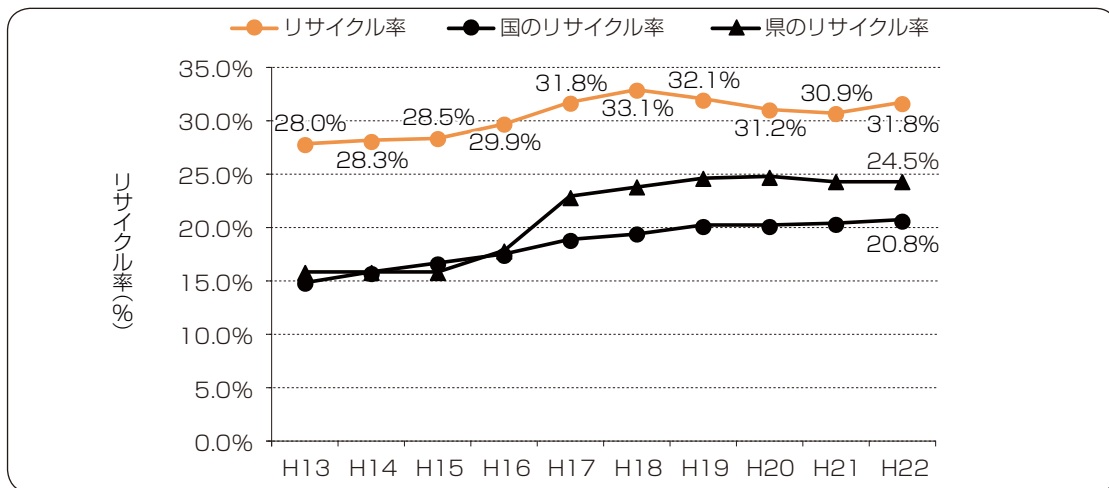
リサイクルプラザ

事業系ごみ排出量の推移



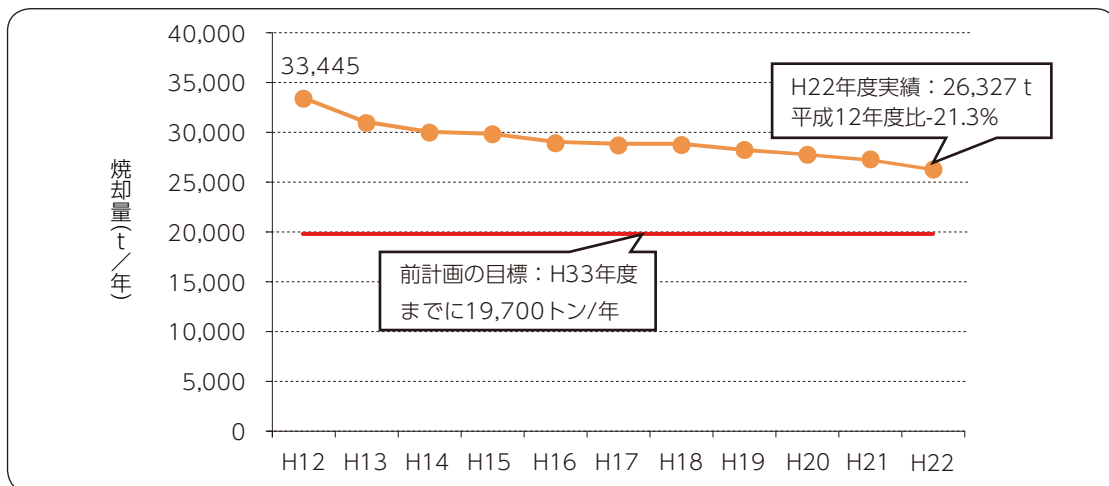
資料：一般廃棄物処理基本計画

リサイクル率の推移



資料：一般廃棄物処理基本計画

焼却量の推移



資料：一般廃棄物処理基本計画

(4) 生活環境

①大気

【現状】

大気汚染の主な原因は、自動車や工場・事業所からの大気汚染物質の排出が考えられます。大気汚染物質には、主に硫黄酸化物*、窒素酸化物*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*、ベンゼン*などがあり、県の常時監視測定網の整備により、常時監視を行っています。

これらのうち市内で監視を行っている硫黄酸化物（二酸化硫黄*）の濃度は、脱硫燃料の普及や燃料の代替などにより状態が改善され、ここ数年はこの状態が維持されています。窒素酸化物（二酸化窒素*）の濃度は、一時的に悪化したものの、近年は改善傾向です。浮遊粒子状物質の濃度は、十数年前に大幅に低下し、ここ数年は横ばい傾向です。

大気汚染物質には、人の健康を保護し生活環境を保全するうえで維持することが望ましい環境上の条件として、環境基準*が定められています。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は大気汚染に係る環境基準を満たしています。光化学オキシダントは大気汚染に係る環境基準を満たしておらず、気象条件などによって光化学スモッグ*を発生させる原因となるため、「座間市光化学スモッグ緊急時措置要綱」を策定し、被害の防止に努めています。

市内に測定地点はありませんが、近隣自治体で監視を行っているベンゼンなどは、有害大気汚染物質に係る環境基準を満たしています。

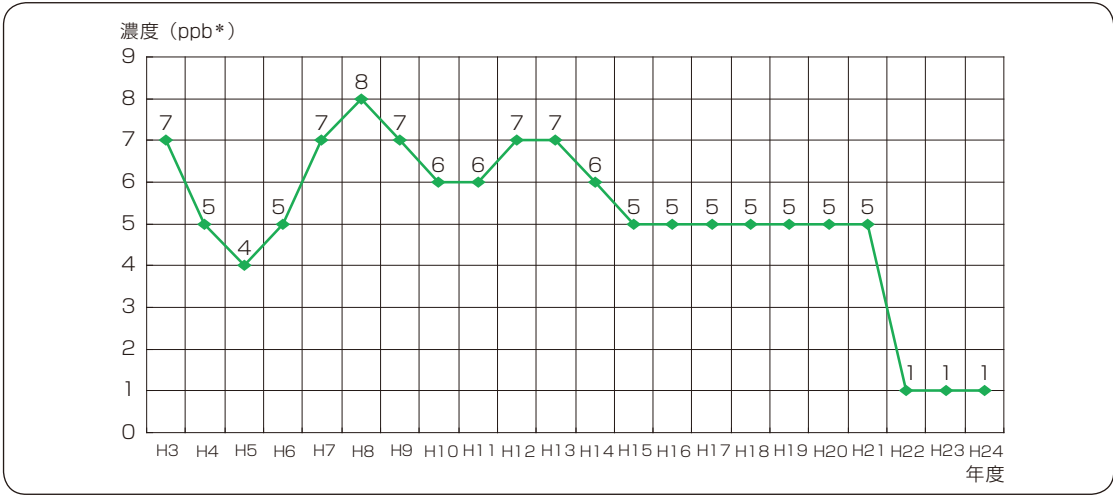
新たな関心事となっている微小粒子状物質（PM2.5）*に対しては、市内の連絡体制を整備し、被害の防止に努めています。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、市民の生活環境に大きな影響を及ぼしました。特に放射性物質の拡散による環境汚染は、多くの市民に不安を与えたことから、小中学校、公園などの公共施設を中心に放射線量の測定を実施しました。その結果、特に高い数値は測定されませんでした。今後も国や県の動向について情報の把握に努めるとともに、関係法令の改正などにより新たな放射能対策が示された場合は、必要な対応を図ります。

【課題】

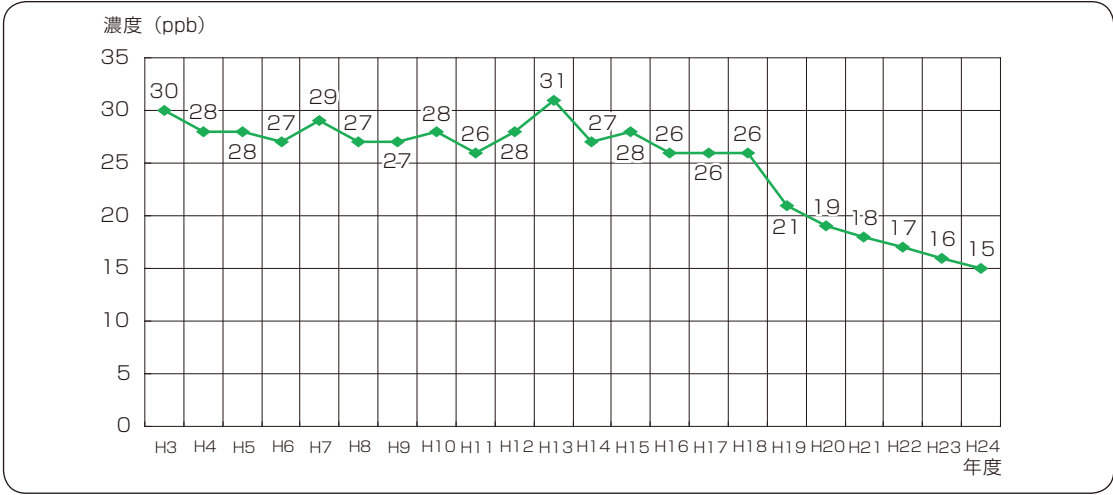
- ・大気汚染状況の把握と工場・事業所の監視
- ・大気汚染に関する苦情の処理
- ・大気汚染に関する情報伝達体制の充実

二酸化硫黄濃度(年平均値)の推移



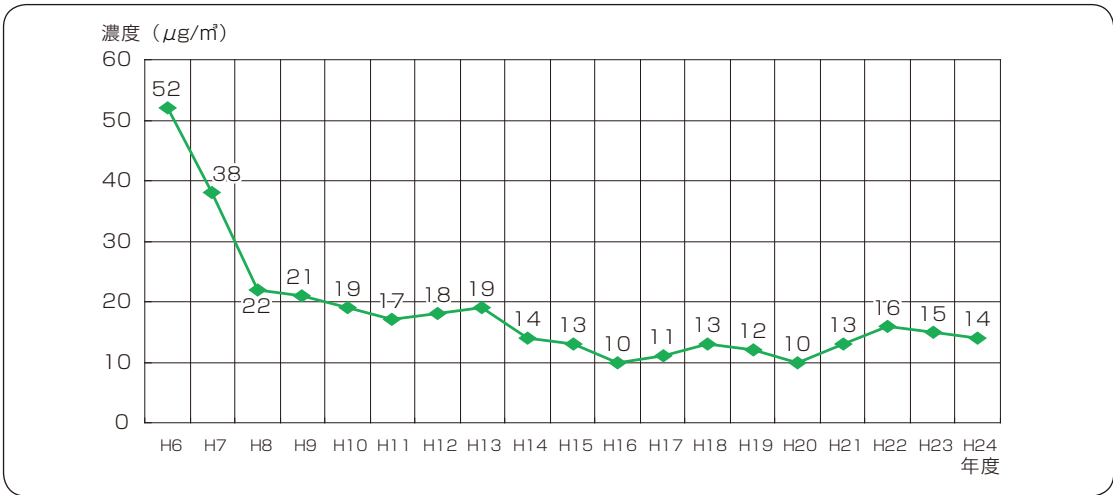
資料：環境政策課作成資料

二酸化窒素濃度(年平均値)の推移



資料：環境政策課作成資料

浮遊粒子状物質濃度(年平均値)の推移



資料：環境政策課作成資料

②水質

【現状】

生活排水には、各家庭で使われる台所、洗濯、風呂からの排水がありますが、特に台所からの排水には食品の食べ残しや食品かすが多く含まれることから、水質汚濁の大きな原因の一つとなっています。私たち一人ひとりの日々の心がけにより生活排水の問題は解消されることから、家庭でできる対策について継続的に情報を発信するとともに、公共下水道の整備を進めています。

また、工場・事業所からの排水は、市内で操業する工場・事業所の公害防止対策が向上しつつある中で、「水質汚濁防止法*」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例*」などで規定される排水の規制基準の遵守状況を監視するため、定期的に立入検査を実施しています。

市内を流れる代表的な河川である鳩川と目久尻川における水質汚濁の代表的な指標の一つであるBOD（生物化学的酸素要求量）*の年平均値の推移をみると、2河川とも水質は改善されてきており、近年は横ばい傾向です。

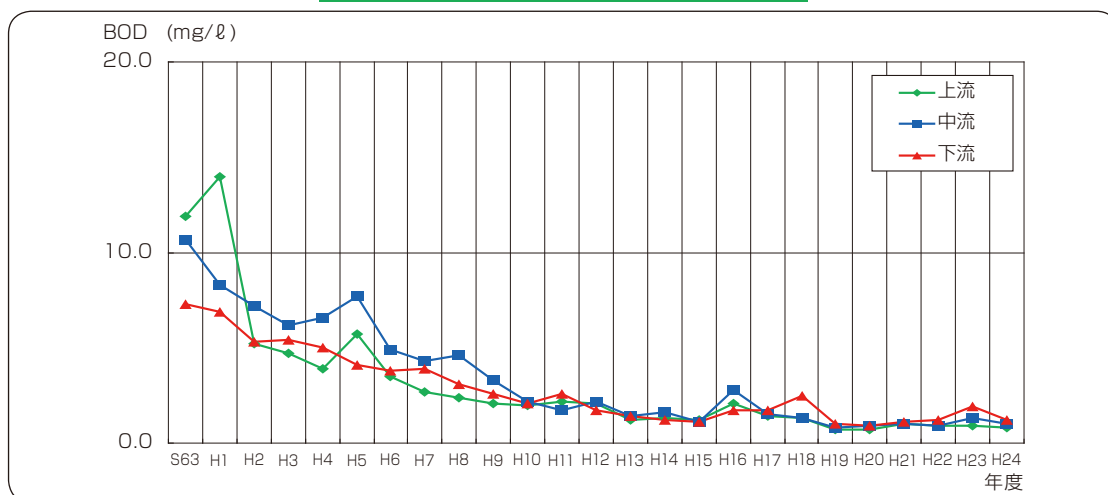
河川には、人の健康の保護と生活環境の保全のために維持することが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められています。人の健康の保護に関する項目*は全国一律の環境基準ですが、生活環境の保全に関する項目*は水利用などの状況に応じて水域類型が指定され、その水域類型ごとに環境基準が設定されています。

鳩川と目久尻川について、人の健康の保護に関する項目は、環境基準を満たしています。生活環境の保全に関する項目は、2河川とも水域類型が指定されていないため、各河川の相模川との合流地点で指定された類型の環境基準を準用し、水質汚濁の状況を把握しています。近年では、水質は改善されてきており、横ばい傾向です。

【課題】

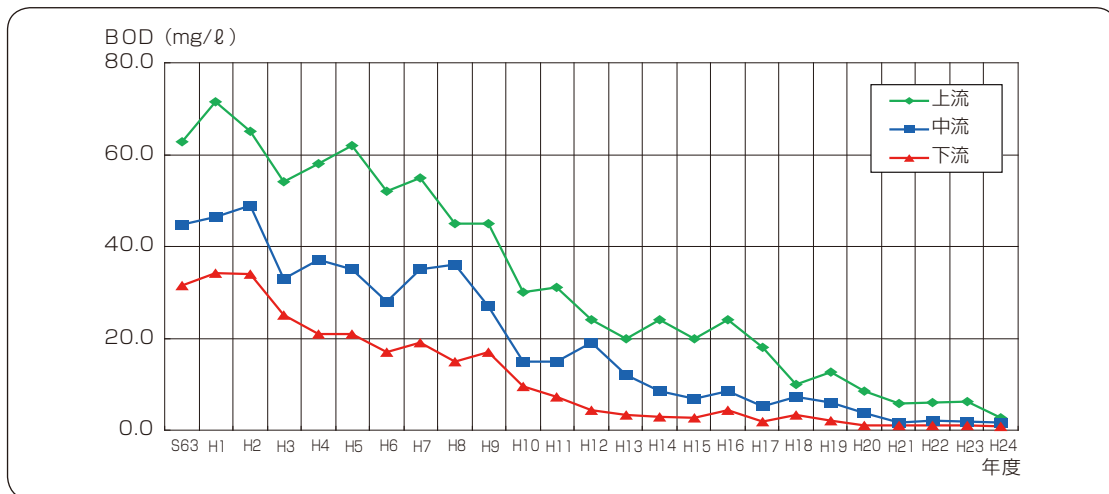
- ・定期的な河川の水質測定による経年比較などの実態把握
- ・工場・事業所排水の監視
- ・水質汚濁に関する苦情の処理
- ・市街化区域の公共下水道接続率の向上

鳩川BOD（年平均値）の推移



資料：環境政策課作成資料

目久尻川BOD (年平均値) の推移



資料：環境政策課作成資料

③騒音・振動

【現状】

騒音は、工場騒音、建設騒音、米軍艦載機による航空機騒音のほかに自動車、鉄道などの交通機関に起因するものや、市民の日常生活に起因する給排水の音、ボイラー、掃除機、音響機器、人の話し声、ペットの鳴き声など、多種多様にわたります。

騒音に係る環境基準は平成11年4月に、自動車騒音に係る要請限度値は平成12年4月に施行されました。

振動も騒音と同様に日常生活に深い関わりがあり、人に心理的、生理的な悪影響を及ぼすとともに、家屋に対しても物理的な被害を発生させる原因になるため、総合的な防止対策が必要です。

【課題】

- ・定期的な騒音測定による経年比較などの実態把握
- ・騒音・振動に関する苦情の処理

④悪臭

【現状】

悪臭は身近な問題であり、平成24年度においては公害苦情受付件数の20%を占めており、適切な対応が必要です。

【課題】

- ・悪臭に関する苦情の処理

⑤ダイオキシン類

【現状】

平成11年度から大気、土壌、地下水のダイオキシン類*調査を継続的に実施しています。いずれの調査年度、調査地点においても環境基準を満たしています。

【課題】

- ・定期的な測定による汚染状況などの実態把握

○生活環境に関する苦情受付件数

生活環境に関する苦情の内容は、局地的に発生した身近な被害の訴えである場合が多くなっています。最近では、都市化に伴い騒音の苦情の割合が相対的に大きくなっています。

平成24年度の生活環境に関する苦情受付件数は20件です。苦情の種類別では、騒音が9件（全苦情の45%）、振動が5件（同25%）、悪臭が4件（同20%）です。

種 類	年 度					
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
大 気 汚 染	23	11	12	3	8	1
水 質 汚 濁	2	2	2	2	0	1
土 壌 汚 染	2	0	0	0	0	0
騒 音	19	16	13	13	7	9
振 動	3	0	3	7	3	5
地 盤 沈 下	0	0	0	0	0	0
悪 臭	11	8	14	7	7	4
そ の 他	0	2	3	1	0	0
計	60	39	47	33	25	20

資料：環境政策課作成資料

注 生活環境に関する苦情に対しては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」や「環境への負荷の低減に関する指針」などに基づき適切に指導、処理を行っています。なお、生活環境に関する苦情の受付状況や処理状況などについては、「公害紛争処理法」に基づく公害苦情調査の「調査の手引」により整理しています。

(5) 地球環境

【現状】

地球温暖化などに代表される地球環境問題は、そのグローバル化、因果関係の複雑化などによって、今を生きる私たちだけでなく、将来世代の生活に対しても重大な影響を及ぼすことが懸念されています。今までの社会経済のあり方を見直し、環境負荷*の少ないライフスタイルへの転換を図ることが求められています。複雑化、多様化する地球環境問題に対応していくためには従来の手法だけではなく、様々な観点からのアプローチが必要です。

国における地球温暖化対策では、平成17年（2005年）2月に「京都議定書」が発効され、“平成2年（1990年）度比温室効果ガス*排出量6%削減”の達成に向けて取組みを進めてきました。平成23年（2011年）12月には南アフリカのダーバンでCOP17（気候変動枠組条約第17回締約国会議）が開催され、米国や中国といった温室効果ガス排出大国を含めたすべての主要排出国に適用される法的枠組みを平成32年（2020年）に発効させることが決まりました。

県では、平成15年（2003年）10月に県民、企業、行政の行動計画である「新アジェンダ21かながわ」を策定し、平成21年（2009年）7月には「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の公布、また平成22年（2010年）3月には「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定することによって地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。このような国、県の動向を踏まえ、深刻化する地球環境問題に対応した施策の展開を図ることが求められています。

本市では、第四次座間市総合計画において、地球温暖化防止対策を重点施策として位置付けています。今後ますます深刻化していく地球温暖化問題への対応のために、平成23年（2011年）6月に「座間市第二次地球温暖化防止実行計画*」を策定するとともに、公共施設における再生可能エネルギー*の導入に努めています。

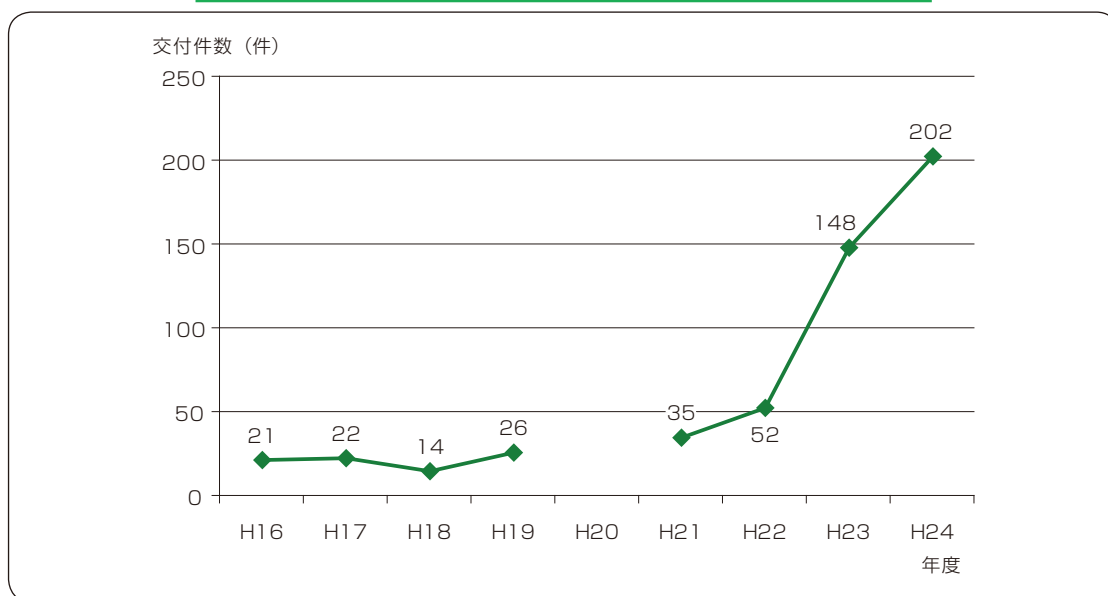
市民に対しては、地球温暖化対策意識や再生可能エネルギー普及の啓発を兼ねて、スマートハウス*関連設備設置助成事業、電気自動車購入助成事業などを実施しています。

今後とも国や県の動向を視野に入れながら、省エネルギー活動や環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進することが必要です。

【課題】

- ・温室効果ガス排出量削減をはじめとした地球環境問題へのさらなる取組みの拡充
- ・省エネルギー対策の推進
- ・太陽光発電設備などの再生可能エネルギーの普及促進
- ・公共施設への再生可能エネルギー導入の推進

住宅用太陽光発電システム設置補助金交付件数



資料：環境政策課作成資料

(6) 環境教育・学習

【現状】

市民・事業者の環境問題への関心や知識、環境保全意識の増進や地域における環境保全活動を促すため、イベント、講座、体験学習などの実施や市内の環境に関する情報提供、児童や生徒向けの環境学習ガイドブックの発行などを行っています。

今後も、継続的に環境教育・学習に取り組んでいくための体制づくりや、市民・事業者が環境の保全及び創造に関する取組みに参加する機会の提供、環境の保全及び創造に取り組む人材の育成が必要です。

【課題】

- ・環境教育・学習、情報提供機会の拡充
- ・児童・生徒の学習機会の充実
- ・環境の保全及び創造に自主的に取り組む人材の育成
- ・環境の保全及び創造に関する取組みへ市民・事業者が参加しやすい仕組みづくり

コラム

平成25年6月29日にサニープレイス座間で「人と環境にやさしいまち ざまを未来につなぐために～環境基本計画の意義～」と題して環境講演会を開催しました。講演会の前半は、市から策定中の座間市環境基本計画(案)の概要と座間市環境審議会会長の田中充さんから「座間市環境基本計画策定の意義と役割」についての講演がありました。

後半では、環境保全活動に取り組んでいる市民団体の活動発表として、市立東中学校国際福祉部から「部として取り組む環境に関する活動」の発表、座間のホテルを守る会から「ホテルの自然発生地保全活動」の発表、公益財団法人神奈川県公園協会県立座間谷戸山公園から「里山林を若返らすための活動」の発表がありました。

活動発表後には意見交換会が行われ、コーディネーターを務めた座間市環境審議会・計画部会長の村山史世さんは、市立東中学校国際福祉部の活動を地域の方が応援していることを例に挙げ、「足元からの活動が輪となって地域に広がることで、地域全体の環境力が上がる」とコメントしました。



座間のホテルを守る会



市立東中学校国際福祉部



県立座間谷戸山公園



第 **3** 章

望ましい環境像と計画の目標

- 1 望ましい環境像
- 2 基本目標と重点的な環境目標

第3章 望ましい環境像と計画の目標

1 望ましい環境像

「第四次座間市総合計画」では、将来都市像を『ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち』と定め、市民・事業者との協働、地域主権の実現、行財政運営の効率化によりその実現を目指しています。また、基本条例の前文では、『豊かな水と緑が輝く私たちのまち座間』を実現すると謳っています。

こうしたまちづくりの基本方針と、基本条例の理念を踏まえ、本計画における望ましい環境像を次のように定めます。

望ましい環境像

『豊かな水と緑を守り育て 未来へつなぐ
人と環境にやさしいまち ざま』

■ 豊かな水と緑

本市は、起伏に富んだ地形の下、豊かな自然と湧水・地下水が豊富にある恵まれた環境を有しています。市全体の緑被率は31.1%で、畑、果樹園、水田、樹木などの緑資源は、西から東にかけて複雑に変化する地形に対応して分布しています。また、湧水・地下水は昔から生活、工業、農業用水として使われており、市民の生活にかけがえのないものです。

こうした自然環境の保全及び創造に多くの主体がともに取り組むことで、「豊かな水と緑を守り育て」ることを目指します。

■ 未来へつなぐ

今日の環境問題を解決するためには、経済活動のあり方や市民のライフスタイルを環境負荷の低減の観点から見直していき、市民一人ひとりが環境問題について正しく理解し、自主的、積極的に行動を起こすことが必要です。

さらに恵まれた環境を「未来へつなぐ」ためには、市が環境の保全及び創造に関する教育の推進や学習機会の拡充に努める必要があり、特に、将来の世代を担う児童・生徒への学習は効果が大きくなることが期待され、重要です。

■ 人と環境にやさしいまち

世界経済の発展に伴う、化石燃料の大量消費による地球温暖化などの問題が地球規模で表面化しています。環境と経済、社会とが調和した持続可能なまちを実現し、将来世代へ引き継いでいくために、日常生活や事業活動のみならず、まちづくりにおいてもエネルギーや資源利用を見直し、「人と環境にやさしいまち」を目指します。

2 基本目標と重点的な環境目標

本計画では、望ましい環境像『豊かな水と緑を守り育て 未来へつなぐ 人と環境にやさしいまち ざま』を実現するための目標として、6つの「基本目標」を設定します。さらに、各基本目標には、望ましい改善の方向や達成すべき数値を表す「重点的な環境目標」を設定することにより、環境施策を推進することによる効果を示すとともに、基本目標の達成状況の目安としても利用します。なお、「重点的な環境目標」には、「市が率先して取り組む目標」と「市民・事業者が自主的に取り組む目標（※印で表記）」を設定します。

豊かな水と緑を守り育て
未来へつなぐ
人と環境にやさしいまち
ざま

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本目標 1【自然環境】</div> <p style="font-size: 10px;">豊かな自然環境の保全と創造を図り、自然の恵みを身近に感じることのできるまちを目指します。</p>	1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #43a047; color: white;"> <th style="text-align: left;">環境指標</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> <th style="text-align: center;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市公園の面積（市民一人あたり）</td> <td style="text-align: center;">（平成24年度） 4.8 m²</td> <td style="text-align: center;">（平成34年度） 5.3 m²</td> </tr> <tr> <td>市内における地下水採取量（地下水量の保全）</td> <td style="text-align: center;">（平成23年） 13,800,000 m³^{注1}</td> <td style="text-align: center;">基準値より減少</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">※自然に親しんだり、市内の自然環境の保全と創造に取り組みます。 【市民取組指標^{注2}】 緑化イベント、自然観察会などへの参加状況</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">○「都市公園の面積（市民一人あたり）」の目標は、「座間市緑の基本計画（計画期間：平成25年度～34年度）」による。</td> </tr> </tbody> </table>	環境指標	基準値	目標	都市公園の面積（市民一人あたり）	（平成24年度） 4.8 m ²	（平成34年度） 5.3 m ²	市内における地下水採取量（地下水量の保全）	（平成23年） 13,800,000 m ³ ^{注1}	基準値より減少	※自然に親しんだり、市内の自然環境の保全と創造に取り組みます。 【市民取組指標 ^{注2} 】 緑化イベント、自然観察会などへの参加状況			○「都市公園の面積（市民一人あたり）」の目標は、「座間市緑の基本計画（計画期間：平成25年度～34年度）」による。		
環境指標	基準値	目標															
都市公園の面積（市民一人あたり）	（平成24年度） 4.8 m ²	（平成34年度） 5.3 m ²															
市内における地下水採取量（地下水量の保全）	（平成23年） 13,800,000 m ³ ^{注1}	基準値より減少															
※自然に親しんだり、市内の自然環境の保全と創造に取り組みます。 【市民取組指標 ^{注2} 】 緑化イベント、自然観察会などへの参加状況																	
○「都市公園の面積（市民一人あたり）」の目標は、「座間市緑の基本計画（計画期間：平成25年度～34年度）」による。																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本目標 2【都市環境】</div> <p style="font-size: 10px;">自然や歴史・文化と融合した美しく魅力あふれるまちを目指します。</p>	2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #43a047; color: white;"> <th colspan="3">環境指標・目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">自然的・歴史的景観の保全及び都市的景観の創出、歴史的文化的遺産の保全に取り組みます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">豊かな自然環境を活かした、自然と共存する美しいまちづくりを進めます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※市内で実施される美化活動、清掃活動に積極的に参加します。 【市民取組指標】 まち美化活動などへの参加状況</td> </tr> </tbody> </table>	環境指標・目標			自然的・歴史的景観の保全及び都市的景観の創出、歴史的文化的遺産の保全に取り組みます。			豊かな自然環境を活かした、自然と共存する美しいまちづくりを進めます。			※市内で実施される美化活動、清掃活動に積極的に参加します。 【市民取組指標】 まち美化活動などへの参加状況					
環境指標・目標																	
自然的・歴史的景観の保全及び都市的景観の創出、歴史的文化的遺産の保全に取り組みます。																	
豊かな自然環境を活かした、自然と共存する美しいまちづくりを進めます。																	
※市内で実施される美化活動、清掃活動に積極的に参加します。 【市民取組指標】 まち美化活動などへの参加状況																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本目標 3【循環型社会】</div> <p style="font-size: 10px;">循環型社会を形成し、環境負荷の少ないまちを目指します。</p>	3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #43a047; color: white;"> <th style="text-align: left;">環境指標</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> <th style="text-align: center;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人一日あたりの家庭ごみの排出量^{注3}</td> <td style="text-align: center;">（平成22年度） 689 g</td> <td style="text-align: center;">（平成33年度） 基準値より20g減少</td> </tr> <tr> <td>リサイクル率</td> <td style="text-align: center;">（平成22年度） 31.8%</td> <td style="text-align: center;">（平成33年度） 約40%</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※ごみ排出ルール（出し方・分別の仕方）を徹底します。 【市民取組指標】 資源物排出状況</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">○「一人一日あたりの家庭ごみの排出量」と「リサイクル率」の目標は、「一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成25年度～39年度）」による。</td> </tr> </tbody> </table>	環境指標	基準値	目標	一人一日あたりの家庭ごみの排出量 ^{注3}	（平成22年度） 689 g	（平成33年度） 基準値より20g減少	リサイクル率	（平成22年度） 31.8%	（平成33年度） 約40%	※ごみ排出ルール（出し方・分別の仕方）を徹底します。 【市民取組指標】 資源物排出状況			○「一人一日あたりの家庭ごみの排出量」と「リサイクル率」の目標は、「一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成25年度～39年度）」による。		
環境指標	基準値	目標															
一人一日あたりの家庭ごみの排出量 ^{注3}	（平成22年度） 689 g	（平成33年度） 基準値より20g減少															
リサイクル率	（平成22年度） 31.8%	（平成33年度） 約40%															
※ごみ排出ルール（出し方・分別の仕方）を徹底します。 【市民取組指標】 資源物排出状況																	
○「一人一日あたりの家庭ごみの排出量」と「リサイクル率」の目標は、「一般廃棄物処理基本計画（計画期間：平成25年度～39年度）」による。																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本目標 4【生活環境】</div> <p style="font-size: 10px;">良好な生活環境の創造を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します。</p>	4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #43a047; color: white;"> <th style="text-align: left;">環境指標</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> <th style="text-align: center;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活環境に関する苦情を解決した割合^{注4}</td> <td style="text-align: center;">（平成24年度） 95%</td> <td style="text-align: center;">（平成32年度） 100%</td> </tr> <tr> <td>騒音^{注5}に係る環境基準達成率</td> <td style="text-align: center;">（平成24年度） 100%</td> <td style="text-align: center;">維持</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※市内の生活環境に配慮して行動します。 【市民取組指標】 市街化区域の公共下水道接続状況</td> </tr> </tbody> </table>	環境指標	基準値	目標	生活環境に関する苦情を解決した割合 ^{注4}	（平成24年度） 95%	（平成32年度） 100%	騒音 ^{注5} に係る環境基準達成率	（平成24年度） 100%	維持	※市内の生活環境に配慮して行動します。 【市民取組指標】 市街化区域の公共下水道接続状況					
環境指標	基準値	目標															
生活環境に関する苦情を解決した割合 ^{注4}	（平成24年度） 95%	（平成32年度） 100%															
騒音 ^{注5} に係る環境基準達成率	（平成24年度） 100%	維持															
※市内の生活環境に配慮して行動します。 【市民取組指標】 市街化区域の公共下水道接続状況																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本目標 5【地球環境】</div> <p style="font-size: 10px;">低炭素社会を構築し、環境負荷の少ないまちを目指します。</p>	5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #43a047; color: white;"> <th style="text-align: left;">環境指標</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> <th style="text-align: center;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一世帯あたりの電力使用量（年間）^{注6}</td> <td style="text-align: center;">（平成24年度） 3,450 kWh</td> <td style="text-align: center;">基準値より減少</td> </tr> <tr> <td colspan="3">再生可能エネルギー導入促進に向けた取組みを進めます。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※低炭素社会の構築を意識した取組みを進めます。 【市民取組指標】 電気自動車、住宅用太陽光発電設備などの導入状況</td> </tr> </tbody> </table>	環境指標	基準値	目標	一世帯あたりの電力使用量（年間） ^{注6}	（平成24年度） 3,450 kWh	基準値より減少	再生可能エネルギー導入促進に向けた取組みを進めます。			※低炭素社会の構築を意識した取組みを進めます。 【市民取組指標】 電気自動車、住宅用太陽光発電設備などの導入状況					
環境指標	基準値	目標															
一世帯あたりの電力使用量（年間） ^{注6}	（平成24年度） 3,450 kWh	基準値より減少															
再生可能エネルギー導入促進に向けた取組みを進めます。																	
※低炭素社会の構築を意識した取組みを進めます。 【市民取組指標】 電気自動車、住宅用太陽光発電設備などの導入状況																	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">基本目標 6【環境教育・学習】</div> <p style="font-size: 10px;">ライフステージに応じた環境教育・学習、情報提供の機会の拡充を目指します。</p>	6	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #43a047; color: white;"> <th style="text-align: left;">環境指標</th> <th style="text-align: center;">基準値</th> <th style="text-align: center;">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市ホームページや広報紙による環境に関する情報の発信回数</td> <td style="text-align: center;">（平成24年度） 119回</td> <td style="text-align: center;">基準値より増加</td> </tr> <tr> <td colspan="3">市民・事業者、特に児童・生徒の環境保全意識の向上を図ります。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※環境教育・学習、環境に関する生涯学習の機会に積極的に参加します。 【市民取組指標】 学習会、自然観察会などへの参加状況</td> </tr> </tbody> </table>	環境指標	基準値	目標	市ホームページや広報紙による環境に関する情報の発信回数	（平成24年度） 119回	基準値より増加	市民・事業者、特に児童・生徒の環境保全意識の向上を図ります。			※環境教育・学習、環境に関する生涯学習の機会に積極的に参加します。 【市民取組指標】 学習会、自然観察会などへの参加状況					
環境指標	基準値	目標															
市ホームページや広報紙による環境に関する情報の発信回数	（平成24年度） 119回	基準値より増加															
市民・事業者、特に児童・生徒の環境保全意識の向上を図ります。																	
※環境教育・学習、環境に関する生涯学習の機会に積極的に参加します。 【市民取組指標】 学習会、自然観察会などへの参加状況																	

注1 平成24年は、地下水採取井戸のうち市営水道の第3水源が耐震工事のために稼働を停止していたことから、平成23年の「市内における地下水採取量」を基準値とした。
 注2 「市民・事業者が自主的に取り組む目標（※印で表記）」の取組状況を把握するための代表的な指標
 注3 一人一日あたりの家庭ごみの排出量 = 家庭ごみ排出量（可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+資源物+直接搬入ごみ+集団資源回収量） / （人口（人）×365（日））
 注4 生活環境に関する苦情を解決した割合 = 生活環境に関する苦情の解決件数 / 生活環境に関する苦情件数、生活環境に関する苦情は、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、その他」に関する苦情
 注5 道路に面する地域以外の地域における騒音（自動車交通騒音、航空機騒音は含まない。）
 注6 一世帯あたりの電力使用量（年間） = 電力使用量（年間） / 契約口数、電力使用量（年間）と契約口数の数値には、小規模事業所などを含む。
 なお、低炭素社会構築のためには、エネルギー全体の使用量を考えていく必要があるが、本計画では主なエネルギーである電力使用量を指標としている。

第 **4** 章

施策の展開

- 1 施策体系図と施策の内容
 - 基本目標 1 【自然環境】
 - 基本目標 2 【都市環境】
 - 基本目標 3 【循環型社会】
 - 基本目標 4 【生活環境】
 - 基本目標 5 【地球環境】
 - 基本目標 6 【環境教育・学習】
- 2 市民・事業者の参加、協働による施策の展開に向けて

第4章 施策の展開

1 施策体系図と施策の内容

本計画では、前章で掲げた6分野の基本目標及び重点的な環境目標の達成に向けて、15の計画の柱を設定し、取組みを進めます。

各計画の柱には、日常生活の環境配慮から地球規模の環境保全に関する市・市民・事業者の役割と具体的施策（市の事業）^注を示します。

また、計画が着実に進行しているかどうかを明らかにするために、計画の柱ごとに代表的な進行管理指標を設定します。この指標には、特に具体的な目標値は定めませんが、毎年指標に対する実績を点検、評価し、第5章で説明するPDCAサイクルで行う進行管理に活かします。

環境基本計画 施策体系図

基本目標	計画の柱	具体的施策（市の事業）
基本目標1【自然環境】 豊かな自然環境の保全と創造を図り、自然の恵みを身近に感じることのできるまちを目指します。	1-1 緑地の保全と緑化の推進 1-2 湧水・地下水の保全と活用 1-3 農地の保全と活用 1-4 生物多様性の保全	○緑化推進事業 ○緑化意識啓発事業 ○公園などの整備事業 ○地下水・水質測定事業 ○雨水浸透施設設置促進事業 ○農地整備事業 ○遊休農地対策事業 ○地産地消促進事業 ○自然保護意識啓発事業
基本目標2【都市環境】 自然や歴史・文化と融合した美しく魅力あふれるまちを目指します。	2-1 都市景観の向上 2-2 歴史的文化的遺産の保全 2-3 自然と共存するまちづくり	○都市景観形成事業 ○道路植栽整備事業 ○文化財保全意識啓発事業 ○地区まちづくり推進事業 ○美化活動推進事業
基本目標3【循環型社会】 循環型社会を形成し、環境負荷の少ないまちを目指します。	3-1 ごみの減量化・リサイクルの推進とエネルギーの有効利用 3-2 ごみの適正処理と不法投棄の防止	○ごみ減量化・リサイクル事業 ○資源物分別収集事業 ○ごみ適正処理推進事業 ○不法投棄対策事業
基本目標4【生活環境】 良好な生活環境の創造を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します。	4-1 大気、水質、土壌汚染防止対策 4-2 騒音・振動防止対策	○大気汚染物質対策事業 ○河川水質測定事業 ○工場・事業所排水対策事業 ○公共下水道水洗化普及事業 ○土壌汚染測定事業 ○悪臭対策事業 ○騒音測定事業
基本目標5【地球環境】 低炭素社会を構築し、環境負荷の少ないまちを目指します。	5-1 省エネルギーの推進 5-2 再生可能エネルギーの推進	○公共施設における省エネルギー推進事業 ○省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進事業 ○電気自動車普及促進事業 ○LED防犯灯整備事業 ○地球温暖化対策意識啓発事業 ○省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進事業 ○公共施設への再生可能エネルギー導入推進事業
基本目標6【環境教育・学習】 ライフステージに応じた環境教育・学習、情報提供の機会の拡充を目指します。	6-1 環境教育などの推進 6-2 環境情報の公開	○環境保全意識啓発事業 ○教職員研修事業 ○市民自主企画講座開設事業 ○環境情報提供事業 ○教育研究事業

注 平成25年度現在の事業

基本目標 1 【自然環境】

豊かな自然環境の保全と創造を図り、自然の恵みを身近に感じることものできるまちを目指します。

【重点的な環境目標 1】

環境指標	基準値	目標
都市公園の面積（市民一人あたり）	（平成24年度） 4.8m ²	（平成34年度） 5.3m ²
市内における地下水採取量 （地下水量の保全）	（平成23年） 13,800,000m ³ 注	基準値より減少

※自然に親しんだり、市内の自然環境の保全と創造に取り組みます。

【市民取組指標】緑化イベント、自然観察会などへの参加状況

○「都市公園の面積（市民一人あたり）」の目標は、「座間市緑の基本計画（計画期間：平成25年度～34年度）」による。

注 平成24年は、地下水採取井戸のうち市営水道の第3水源が耐震工事のために稼働を停止していたことから、平成23年の「市内における地下水採取量」を基準値とした。

本市には、相模川河岸段丘の斜面緑地、事業者が緑化した緑地、桜並木などの緑道や緑地、河川や湧水の水辺に設けられた広場などが存在し、多様な生物の生活空間となっています。

市内各所で湧き出る豊富で良質な湧水は、本市の自然環境の大きな特徴の一つで、昔から生活用水や産業用水として広く利用されてきました。

しかし、都市化、市民のライフスタイルや社会情勢の変化などにより、豊かな自然環境は徐々に失われつつあります。自然環境の変化は、そこをすみかとしていた生物の生息域に変化をもたらし、バランスのとれた生態系の破壊にもつながります。今を生きる私たちだけではなく、将来世代のためにも、市・市民・事業者がそれぞれの視点から自然環境を保全するにとどまらず、新たな自然環境を創造することを目指します。

《市民や事業者の意識》

- 市内の環境で「自然環境」は、市民・事業者ともに「良くなっている、やや良くなっている」の回答が少なくなっています。
- 市に取り組んで欲しい内容で、市民・事業者ともに3番目に「地下水保全対策の充実」をあげています。
- 市民の意見：「座間市の宝である地下水守って下さい。いつまでもおいしく安全な水が飲めますように。そのために緑を大切に育てていきたいと思えます。」

（平成23年度環境に関するアンケートより）

計画の柱

1-1 緑地の保全と緑化の推進

都市化に伴う土地利用形態の転換や人々の生活様式の変化などにより緑地の減少が進んでいます。そのため、現在、残っている緑地を保全し、失われた緑の回復に努めることが必要です。

緑地は水資源の涵養、土砂流出の防止など多面的な機能を有するとともに、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらすことから、その保全及び創造は重要です。

緑地環境を守り育てるとともに、都市の緑を保全及び創造するために、市民・事業者の理解や協力を得ながら取組みを進めます。

(1) 各主体の役割

① 市

- 「座間市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化を推進します。
- 市民・事業者の自主的な緑化活動を支援します。
- 公共施設の緑化を推進します。
- 地域住民との協働による道路緑化を推進します。
- 緑化推進のための啓発活動を強化します。

② 市民・事業者

- 公園などの緑を保全します。
- 敷地内、宅地内の緑化を推進します。
- 緑化イベントなどへの参加により、緑化意識の向上に努めます。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
緑化推進事業	花とうるおいのある緑化推進事業要綱による花の苗などの提供や生垣設置奨励金の交付により市内の緑化を推進します。
	市内小中学校の壁面緑化、中庭などの芝生化などを推進します。
緑化意識啓発事業	市民の緑化意識の向上及び緑あふれる明るく住み良いまちづくりを進めることを目的として緑化イベントを開催します。
公園などの整備事業	自然環境を活かし、防災機能などを持ち合わせた公園、広場などを整備します。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
緑化ウォールや中庭などの芝生化などの進捗状況 (市内小中学校 17 校中の緑化ウォールまたは芝生化などに取り 組んでいる学校数)	(平成24年度) 8校
緑化イベントへの参加人数（人） (緑化祭りへの参加人数)	(平成24年度) 約23,000人
芹沢公園第4工区用地取得面積（ha） (平成23年度に2.6haの事業認可を取得した芹沢公園第4工区 の用地取得面積)	(平成24年度) 累計 1.19ha

1-2 湧水・地下水の保全と活用

相模原台地の帯水層は厚いため、良質な地下水が豊富にあり、本市はその恩恵を受けて発展してきました。また、市内各所に湧水があり、市民にうるおいをもたらしています。

しかし、近年の急速な都市化は、湧水・地下水の水質や水量に大きな影響を生じさせたことから、水質測定や水位観測などの事業を実施するとともに地下水の適正な利用と保全を進めてきました。

本市の上水道は、地下水を主たる水源として運営し、水道事業に対する市民の満足度の向上を目指した事業経営を進めています。

今後も将来にわたり、安心、安定した地下水を確保するため、水質と水量の保全に市・市民・事業者が一体となって取り組みます。

(1) 各主体の役割

① 市

- 湧水・地下水の水質と水量の保全に取り組みます。
- 地下水の涵養^{かん}を促進します。

② 市民

- 節水に取り組みます。
- 雨水の地下浸透に努めます。

③ 事業者

- 地下水採取量の削減に努めます。
- 有害物質を適正に管理し、地下浸透を防止します。
- 雨水の地下浸透に努めます。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
地下水位・水質測定事業	地下水位の測定と予測を行い、地下水量保全施策の基礎資料とします。
	地下水質の測定を定期的に行い、経年変化などを把握します。
	地下水調査により地下水の保全に努め、市民に対し安全な水を安定供給します。
雨水浸透施設設置促進事業	地下水 ^{かん} 涵養を促進するために雨水浸透施設などの設置に対して助成します。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
湧水・地下水の有害物質、有機塩素系化合物*の測定実施状況	(平成24年度) ・有害物質28項目は、すべて環境基準を達成 ・有機塩素系化合物のうちテトラクロロエチレンは、40地点中4地点で環境基準を超過

1-3 農地の保全と活用

相模川に続く西部一帯には田畑が広がり、豊かな農村風景を成していました。農作物も豊富で、人々は恵まれた自然と共に生活を送ってきました。

平成22年度には「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を改訂し、それに基づき、「農用地利用集積計画」による農地の有効活用の推進、農業生産基盤の整備、地産地消の促進、市民農園の開設などの事業を行っています。

農地は良好な田園景観の形成だけでなく、生物生育環境の形成や地下水の^{かん}涵養などの多面的な機能を有していることから、その重要性を認識し、保全することが必要です。

(1) 各主体の役割

① 市

- 景観植栽などにより遊休農地を解消します。
- 環境に配慮した農業基盤を整備します。
- 環境学習などを通じて農業にふれあう場を提供します。
- 市民朝市の充実など地産地消の取組みを支援します。

② 市民・事業者（農業者を含む）

- 農とのふれあいにより自然への理解を深めます。
- 環境保全型農業の推進に努めます。
- 遊休農地解消活動に協力します。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
農地整備事業	農業用水路や農業振興地域内未舗装道路を改修・整備することにより、農作業の安定化・効率化を図ります。
遊休農地対策事業	景観植栽による遊休農地対策の一環として、市の花のひまわりを植栽するひまわり推進協議会の運営に対し支援します。 市民が自ら土に親しみ、野菜などを栽培することにより、農業に対する理解を深めてもらうため、市民に農園の貸し出しを行います。
地産地消促進事業	ざま市民朝市生産者連絡会の運営を補助するとともに、出荷奨励補助により地元直売施設などへの出荷を促進します。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
ひまわり畑植栽面積（m ² ） （遊休農地のひまわり植栽面積）	（平成24年度） 55,000m ²
市民農園開設箇所数（箇所） （遊休農地などを利用した市民農園の開設箇所数）	（平成24年度） 11箇所



ひまわり畑

1-4 生物多様性の保全

樹木地、緑地、農地、河川や湧水の水辺周辺などには、多種多様な動植物が生息しています。しかし、近年の都市化や自然環境保全の担い手の不足により、その生物多様性*が脅かされています。

生物多様性を保全するためには、生態系の保全が重要です。生物多様性の考え方そのものが十分に浸透していない現状では、それを理解、認識することも重要です。

(1) 各主体の役割

① 市

- 自然観察会など、市民の自然環境についての理解や認識を深める機会を設けます。
- 公有地などの自然環境を保全します。

② 市民・事業者

- 自然教室などに参加し、自然環境保全と生物多様性への理解や認識を深めます。
- 開発行為、生産活動に際しては、周辺の自然環境に配慮します。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
自然保護意識啓発事業	身近な自然の中に生息する動植物の生態を観察し、市民の自然保護に対する意識の向上を図ります。
	森づくりボランティアを募集し、森林インストラクターの指導のもと芹沢公園内の森林の下草刈り、枝払いを行います。また、自然観察会、森づくりなど青空講習会を行います。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
自然観察会の実施状況 （実施回数、参加者数）	（平成24年度） 3回 44人



森づくり

基本目標 2 【都市環境】

自然や歴史・文化と融合した美しく魅力あふれるまちを目指します。

【重点的な環境目標 2】

環境指標・目標

自然的・歴史的景観の保全及び都市的景観の創出、歴史的文化的遺産の保全に取り組みます。

豊かな自然環境を活かした、自然と共存する美しいまちづくりを進めます。

※市内で実施される美化活動、清掃活動に積極的に参加します。

【市民取組指標】 まち美化活動などへの参加状況

社会情勢の変化を背景に、これまでの「都市の成長」を前提とした都市づくりから、都市機能の維持、改善に主眼を置く「都市の成熟化」に向けた都市づくりへと移行しています。

様々な時代の要請に対応しながら、将来にわたり持続的に発展する都市の構築を目指していくために、『自然・歴史・文化と調和した 暮らし快適 魅力あるまち』（「座間市都市マスタープラン」より）を「都市の将来像」として掲げ、その実現を目指し、取組みを進めてきました。

今後も魅力ある都市環境を維持保全及び創造するため、市民・事業者と一体となり、地域の自然や歴史などと調和した都市づくりを進めます。

《市民や事業者の意識》

- 将来の世代（中学二年生）へのアンケートでは、「ポイ捨てをしない」は10項目中2番目ですが、実際の「美化活動への参加」は10項目中7番目と多くありません。
- 市民の意見：「市民一人ひとりが自分のこととして考え、行動していくことが大切であると思います。」

（平成23年度環境に関するアンケート、平成24年度将来の世代の環境保全意識に関するアンケートより）



かにかが沢公園

計画の柱

2-1 都市景観の向上

都市化の進展に伴い、本市の特徴である丘陵地や斜面地に残る緑地、市内各所の湧水などの自然環境により形成されてきた美しい都市景観が失われつつあります。

良好な景観の形成のためには、市内各地域の魅力の向上に加えて、本市としての魅力を高めることが重要です。市・市民・事業者それぞれの主体が自らの果たすべき役割を認識し、美しく魅力あふれる都市景観の保全及び創造を図ります。

(1) 各主体の役割

① 市

- 「座間市景観計画」に基づき、適正な制限について住民の合意形成を図りつつ、地域の自然、歴史などの特性を活かした良好な景観形成に努めます。
- 都市景観の維持保全のため、道路、緑地の除草と街路樹の剪定を行います。

② 市民

- 地域の特性を活かした良好な景観形成に協力します。
- 敷地内の樹木、生垣や草花などを適切に維持管理し、都市にうるおいをもたらすよう努めます。

③ 事業者

- 開発行為や建築物の新增改築に際しては、周辺環境との調和を図り、秩序ある景観形成に努めます。
- 周辺の街並み景観に配慮した屋外広告の掲示に努めます。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
都市景観形成事業	鈴鹿長宿地区の特性を活かし、地区景観に配慮した水路、通路、小公園などの地区施設を整備します。 また、街づくり協定運営委員会の運営に対しての助言、景観に配慮した生垣などを設置する街づくり協定者に助成します。
道路植栽整備事業	地域の自然、歴史などとの調和、適正な制限の下に土地利用がされることにより、良好な景観形成を図ります。 道路用地などの除草や道路街路樹の剪定による道路空地の維持管理を行います。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
景観ルール制定数（箇所）	※平成27年度から開始
剪定、除草実施状況 (道路用地などの樹木剪定と除草実施回数)	(平成24年度) 剪定3回 除草2回

2-2 歴史的文化的遺産の保全

地域で大切にされている石造物や歴史に育まれた建築物や史跡などは、将来世代へと引き継ぐべき重要な文化資産です。

地域の歴史や生活文化を理解し、共有することにより、開発行為、建築などの規制や制限などで歴史的文化的遺産を保全し、その大切さを広めながら、次世代に引き継ぐべき都市環境の形成に努めます。

(1) 各主体の役割

① 市

- 歴史的文化的遺産を保全します。
- 文化財に関する啓発やふれあう機会を提供します。

② 市民

- 歴史・文化を理解するイベントに積極的に参加し、文化財への理解を深めます。
- 歴史的文化的遺産の保全に協力します。

③ 事業者

- 開発などを行う際は、歴史的文化的遺産などの保全に配慮します。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
文化財保全意識啓発事業	石造物や神社仏閣などの文化財を、市民を対象としたガイドや「座間の文化財めぐり ふるさとマップ」で周知し、歴史的文化的景観の保全意識の向上を図ります。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
文化財めぐり実施状況 （実施回数、参加者数）	（平成24年度） 2回 45人



鈴鹿長宿のまちなみ

2-3 自然と共存するまちづくり

恵まれた自然環境を保全及び創造し、共存を図るためには、市・市民・事業者が一体となったまちづくりを進める必要があります。自治会や環境団体などとともに、自然環境との調和を意識した取組みを進めるとともに、まちの美化活動などへの参加を促進することによって、自然と共存する美しいまちづくりを進めます。

(1) 各主体の役割

① 市

- 市民・事業者と一体となって自然と共存する美しいまちづくりを進めます。
- 清掃・美化活動の促進やモラル、マナーの啓発を行います。
- 美化活動を推進する市民・団体などを支援します。

② 市民

- 自然に愛着をもち、自然環境を維持保全する活動へ参加します。
- 地域の清掃・美化活動に積極的に参加します。
- ポイ捨てをしません。

③ 事業者

- 開発行為や建築物の新增改築に際しては、周辺の自然環境と調和した事業の実現に努めます。
- 清掃・美化活動に積極的に参加します。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
地区まちづくり推進事業	地域住民のまちづくりに対する意識を高め、住民と行政がともにまちづくりを考え、それを実践につなげていくという「住民と行政の協働のまちづくり」を進めるために、住民（事業者）組織を設立して、住民主体による地域のまちづくりを推進します。
美化活動推進事業	市民個人・団体などによる清掃や美化活動に使用する植栽ごてや軍手などの消耗品の支給や活動内容の看板設置などを助成します。 毎年秋に「美化デー」を定め、市民総ぐるみで清掃活動を実施します。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
まちづくりルール策定状況 （環境に関連するまちづくりルール策定数）	（平成24年度） 6件
まち美化活動実施状況 （参加団体数）	（平成24年度） 3団体

基本目標 3 【循環型社会】

循環型社会を形成し、環境負荷の少ないまちを目指します。

【重点的な環境目標 3】

環境指標	基準値	目標
一人一日あたりの家庭ごみの排出量 ^注	(平成22年度) 689g	(平成33年度) 基準値より20g減少
リサイクル率	(平成22年度) 31.8%	(平成33年度) 約40%

※ごみの排出ルール（出し方・分別の仕方）を徹底します。

【市民取組指標】資源物排出状況

○ 「一人一日あたりの家庭ごみの排出量」と「リサイクル率」の目標は、「一般廃棄物処理基本計画(平成25年度～39年度)」による。

注 一人一日あたりの家庭ごみの排出量 = 家庭ごみ排出量(可燃ごみ+不燃ごみ+粗大ごみ+資源物+直接搬入ごみ+集団資源回収量) / (人口(人) × 365(日))

資源・エネルギーの枯渇問題は、地球を取り巻く環境問題の中でも大きな問題の一つです。限りある資源を再生、循環利用し、新たな資源の利用を抑制することは、エネルギーの有効利用につながります。

ごみ処理やリサイクルを円滑に行うために、本市は、海老名市、綾瀬市及び高座清掃施設組合とともに「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、新たな視点からの施策を進めています。同計画によると、平成22年度における市民一人あたりのごみの排出量は1日に742gで、県内市町村では最少であり、そのうちの市民一人あたりの燃えるごみの排出量は1日に535gと、県内で4番目に少ない量です。

しかし、処理コストの抑制、リサイクル率の向上など、環境負荷軽減のための課題は多く、今後も、ごみの減量化や適正な分別の徹底、資源物の有効利用、ごみ・資源物の収集体制の整備、不法投棄の抑制など、持続可能な社会*を構築していくため、環境負荷の少ない循環型社会の形成に向けた仕組みづくりを進め、各主体がそれぞれの役割を果たしながら、様々な減量化・リサイクル施策を展開します。

《市民や事業者の意識》

- 市内の環境で「ごみ問題」は、市民・事業者ともに「良くなっている、やや良くなっている」の回答が最も多くなっています。
- 普段の生活の中で心がけていることで、市民・事業者の7割以上が「ごみの分別・資源の有効活用やごみの発生抑制」をあげています。

(平成23年度環境に関するアンケートより)

計画の柱

3-1 ごみの減量化・リサイクルの推進とエネルギーの有効利用

「ごみの減量化」や「リサイクル」は、市民・事業者にとって最も身近な問題です。経済的な豊かさを追求した結果の大量生産、大量消費、大量廃棄は、膨大な資源を消費し、様々な環境問題を引き起こしています。

ごみの減量化、製品の適正な利用、リサイクルを進めることによって、ごみの処分に必要なエネルギーや、新たに製品を製造するために必要なエネルギーなどを有効利用することができます。

市・市民・事業者がそれぞれの立場において協力し、役割を果たすことで、ごみの分別や減量化・リサイクルを進め、環境への負荷の少ない資源循環型社会の構築を進めます。

(1) 各主体の役割

① 市

- ごみの減量化・リサイクルなどの施策の展開と普及啓発を進めます。
- 資源物や廃棄物の分別収集を進めます。
- リサイクル活動を支援します。

② 市民

- ごみの減量、分別、資源の回収に取り組みます。
- 製品の unnecessary 買い替えを控えます。
- 循環型や省資源型の商品の購入に努めます。

③ 事業者

- 自己処理責任による事業系ごみの適正処理に取り組みます。
- 事業系ごみの減量に取り組みます。
- 資源の有効利用による、ごみの抑制に取り組みます。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
ごみ減量化・リサイクル事業	生ごみ減量化施策として、家庭用生ごみ処理容器を購入した市民に補助金を交付します。
	リサイクルプラザにおいて、市民が出す粗大ごみのうち、再生可能な家具などを修理再生し、市民に安価で提供するとともに、市民のリサイクル活動の場として研修室、工房室の貸し出しを行います。
資源物分別収集事業	資源物分別収集を実施し、地域環境の保全、ごみの減量及び資源の再利用に対する市民の意識を高めます。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
生ごみ処理容器の補助実績台数（台）	（平成24年度）
	累計 2,165台
資源物収集量（t）	（平成24年度）
	6,945t

3-2 ごみの適正処理と不法投棄の防止

ごみを安全かつ安定的に処理するためには、焼却処理量の低減や焼却施設などのごみ処理施設の整備が必要です。海老名市、綾瀬市及び高座清掃施設組合とともに、ごみを安全で適正に処理するためのごみ処理施設の整備、ごみ処理に伴い生じる排出ガスや排水の汚染状況を把握しています。

ごみを適正に処理するためには、排出ルール of 徹底が重要なことから、広報などにより市民・事業者の意識の向上を図ります。

また、不法投棄防止パトロールの実施や看板の設置など、不法投棄防止対策を引き続き進めます。

(1) 各主体の役割

① 市

- 分別ガイドなどを活用したごみの排出ルールを周知します。
- 定期的な不法投棄防止パトロールの実施や看板の設置による市民・事業者への注意喚起など、不法投棄防止に関する意識の啓発を行います。

② 市民・事業者

- 処理困難ごみを適正に処理します。
- 不法投棄をしません。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
ごみ適正処理推進事業	可燃ごみを減量し、座間市、海老名市、綾瀬市 3 市のごみの適正な処理を行います。 広報、分別ガイドやカレンダーを配布することにより、より一層ごみの出し方、分別の仕方を徹底し、市民意識の向上を図ります。
不法投棄対策事業	不法投棄されたごみを処理するとともに不法投棄を未然に防止することにより、市内の環境美化、環境保全を図ります。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
適正処理徹底のための広報実施状況 （広報実施回数）	（平成 24 年度） 9 回
不法投棄防止パトロール実施状況 （パトロール実施回数）	（平成 24 年度） 4 回

基本目標 4 【生活環境】

良好な生活環境の創造を進め、快適で安心して暮らせるまちを目指します。

【重点的な環境目標 4】

環境指標	基準値	目標
生活環境に関する苦情を解決した割合 ^{注1}	(平成24年度) 95%	(平成32年度) 100%
騒音 ^{注2} に係る環境基準達成率	(平成24年度) 100%	維持

※市内の生活環境に配慮して行動します。

【市民取組指標】市街化区域の公共下水道接続状況

注1 生活環境に関する苦情を解決した割合 = 生活環境に関する苦情の解決件数 / 生活環境に関する苦情件数
生活環境に関する苦情は、「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、その他」に関する苦情

注2 道路に面する地域以外の地域における騒音(自動車交通騒音、航空機騒音は含まない。)

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染の問題の解決には、広域的な対応を進め、産業活動、日常生活における環境負荷の低減を図ることが必要です。

市内における騒音などの発生状況は、改善されつつありますが、今後もこの状況を維持するために、工場・事業所の監視や指導を行います。

市・市民・事業者が自ら大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などの防止と改善に取り組み、市民が安心して健康に暮らすことができる生活環境の創造を目指します。

《市民や事業者の意識》

- 市内の環境で「大気環境」は、「良くなっている、やや良くなっている」の回答が1割程度となっています。「悪化している、やや悪化している」の回答は3割程度と多くなっています。
- 市に取り組んで欲しい内容で、市民・事業者ともに1番目に「公害(騒音、悪臭、大気汚染、水質汚濁など)」をあげています。

(平成23年度環境に関するアンケートより)

計画の柱

4-1 大気、水質、土壤汚染防止対策

大気汚染は、自動車や工場・事業所からの排出ガスが主要な原因です。大気汚染に係る環境基準は、光化学オキシダント以外は達成し、改善傾向です。良好な大気環境を維持するため、定期的な監視を継続するとともに、新たな発生源が生じた場合の対策が必要です。

市内の河川水質は、公共下水道の整備や工場・事業所排水の規制、市民の協力などにより概ね良好な状況が続いています。

土壤汚染は、地下水汚染を引き起こす可能性があります。地下水汚染防止のため、定期的な土壤汚染調査が必要です。

すべての市民が良好な生活環境を享受するため、大気、水質、土壤、悪臭の監視や発生源対策などを行うことで、環境基準を達成し維持するとともに、環境負荷の低減に努めます。

(1) 各主体の役割

① 市

- 公用車の使用を控え、窒素酸化物の排出を抑制します。
- 市内を流れる鳩川と目久尻川の水質汚濁の状況を定期的に把握します。
- 工場・事業所の排水、排出ガスの測定を定期的に行い、必要な指導を行います。
- 下水道未設置箇所について個別排水処理も考慮し、効率的な施設整備を進めます。
- 土壤汚染調査を定期的に行います。
- 大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、悪臭に対する苦情の解決を図ります。

② 市民

- 環境に配慮した生活用品の使用に努めます。
- 公共下水道供用区域では、公共下水道への接続に努めます。

③ 事業者

- 排水や排出ガスを適正に管理します。
- 車両買い替えの際には低公害車の導入に努めます。
- 生産工程を適正に管理し、水質事故や土壤汚染を防止します。



目久尻川

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
大気汚染物質対策事業	<p>工場の排出ガスの分析を行い、基準を超えた工場に対して改善指導を行い、大気環境の保全を図ります。</p> <p>また、大気環境中のアスベスト* 濃度を測定し、状況を把握します。</p> <p>光化学スモッグなどによる被害の未然防止を図るため、発生監視と注意報連絡体制の維持管理を行います。</p>
河川水質測定事業	市内を流れる河川の水質を定期的に測定し、水質汚濁の状況を把握します。
工場・事業所排水対策事業	工場・事業所の定期的な立入検査を行い、排水基準の適合状況を確認します。また、基準を超えた工場に対する改善指導を行い、水質環境の保全を図ります。
公共下水道水洗化普及事業	水洗化普及活動、公共下水道の接続に要する費用の一部助成などを行い、公共下水道への接続を促進することで、公共用水域の水質保全、生活環境及び公衆衛生の改善を図ります。
土壌汚染測定事業	土壌汚染調査を定期的に行い、経年変化などを把握します。
悪臭対策事業	悪臭苦情に対する現地調査と原因者へ指導を行います。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
大気測定実施状況	<p>（平成24年度）</p> <p>※県の大気汚染常時監視測定による</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、環境基準を達成 ・光化学スモッグ注意報は、1回発令
河川水質測定実施状況	<p>（平成24年度）</p> <p>鳩川、目久尻川ともに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活環境保全に関する項目は、改善傾向 ・人の健康の保護に関する項目は、環境基準を達成
土壌の有害物質測定実施状況	<p>（平成24年度）</p> <p>有害物質26項目は、すべて環境基準を達成</p>

4-2 騒音・振動防止対策

騒音・振動は、交通関係、工場・事業所、建設・解体工事から、掃除機、音響機器、ペットの鳴き声などの生活に起因するものまで、問題となりうる発生源は多岐にわたっています。

厚木基地周辺の航空機騒音問題は、市民生活に大きな不安と支障を与える問題であり、長年にわたりその解決に取り組んできました。引き続き、県及び近隣自治体と協力しながら、抜本的解決を国に要請します。

(1) 各主体の役割

① 市

- 工場・事業所から発生する騒音・振動について、基準を超えた場合は適切な対策を講ずるよう指導を行います。
- 騒音・振動に対する苦情の解決を図ります。
- 航空機騒音を継続して測定することにより騒音の実態を把握するとともに、航空機騒音の抜本的解消に向けて、国に要請します。

② 市民

- エコドライブを心がけ、自動車騒音に配慮します。
- 生活によって発生する騒音により、近隣に迷惑をかけないようにします。

③ 事業者

- 事業活動を行う際は、車両や機械などの騒音・振動を軽減します。
- 建設機械や工事用車両による騒音・振動で周辺に著しい影響を与えないよう配慮します。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
騒音測定事業	騒音の実態を把握するとともに、環境基準に基づく統一的な評価を行い、騒音対策の必要性や効果を把握します。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
騒音測定実施状況	(平成24年度) 一般地域*における環境騒音は、すべての地点で環境基準を達成

基本目標 5 【地球環境】

低炭素社会を構築し、環境負荷の少ないまちを目指します。

【重点的な環境目標 5】

環境指標	基準値	目標
一世帯あたりの電力使用量（年間） ^注	（平成24年度） 3,450kWh	基準値より減少

再生可能エネルギー導入促進に向けた取組みを進めます。

※低炭素社会の構築を意識した取組みを進めます。

【市民取組指標】電気自動車、住宅用太陽光発電設備などの導入状況

注 一世帯あたりの電力使用量（年間）＝ 電力使用量（年間）／ 契約口数

電力使用量（年間）と契約口数の数値には、小規模事業所などを含む。

なお、低炭素社会構築のためには、エネルギー全体の使用量を考えていく必要があるが、本計画では主なエネルギーである電力使用量を指標としている。

地球温暖化防止のためには、電気のみならずその他のエネルギーも含めた使用量の抑制により、二酸化炭素に代表される温室効果ガスの排出量を削減し、低炭素社会*を構築することが必要です。

温室効果ガス排出量の削減につながるのは、市・市民・事業者それぞれの省エネルギー活動などです。そして、広域的な施策とともに、地域の取組みの積み重ねが重要です。

エネルギーの効率的な利用、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入、次世代自動車（電気自動車など）の普及などの環境に配慮した取組みを推進し、低炭素社会の実現を目指します。

《市民や事業者の意識》

- 市内の環境で「地球環境」は、市民・事業者ともに「悪化している、やや悪化している」の回答が最も多くなっています。
- 市に取り組んで欲しい内容で、市民・事業者ともに2番目に「地球温暖化対策（自然エネルギーの活用など）の充実」をあげています。
- 普段の生活の中で心がけていることで、市民・事業者の7割以上が「節水、節電」をあげています。

（平成23年度環境に関するアンケートより）

計画の柱

5-1 省エネルギーの推進

地球温暖化の影響は、異常な猛暑、突発的な集中豪雨といった形で顕在化しており、今を生きる私たちの生活だけでなく、将来世代の生活にも重大な影響を及ぼすことが懸念されています。

地球温暖化防止のためには、それぞれの主体が自らの役割を認識し、温室効果ガスの削減に取り組むことが必要です。そのためには、化石燃料の使用を抑え、省エネルギー活動を推進するとともに、市民一人ひとりのライフスタイルを転換することが必要です。

効率的なエネルギーの使用に関する情報の提供機会を拡大するとともに、家庭向けの環境家計簿の配布、活用など、市民・事業者と一体となった取組みを進めます。

(1) 各主体の役割

① 市

- 「座間市地球温暖化防止実行計画」及び関連法令による市公共施設の計画的な省エネルギー対策を進めます。
- 省エネルギー機器などの導入に対し助成します。
- 市・市民・事業者が一体となり、省エネルギーを推進できるような仕組みづくりに努めます。
- 省エネルギーに関する情報を提供します。

② 市民

- 家庭でできる身近な省エネルギー対策に取り組めます。
- 環境負荷の少ない製品の使用に努めます。

③ 事業者

- 節電対策など、省エネルギーを意識した事業活動に取り組めます。
- 省エネルギー機器や高効率機器の導入、設備の高効率化に努めます。



電気自動車と急速充電器

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
公共施設における省エネルギー推進事業	市公共施設の環境への負荷を低減するため、本市独自の環境マネジメントシステム*を運用し、率先して省エネルギー対策を推進します。 温室効果ガスの排出を抑制するために、「座間市地球温暖化防止実行計画」により目標管理するとともに、市民・事業者の環境改善意識の向上を図ります。
省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進事業	地球温暖化の防止や環境保全意識の高揚を図るため、住宅にスマートハウス関連設備を設置する市民に対し、購入費の一部を助成します。
電気自動車普及促進事業	走行中に二酸化炭素や窒素酸化物の排出のない電気自動車を購入した市民・事業者に対し、購入費の一部を助成します。 電気自動車の普及促進を図るため、市民が利用可能な電気自動車急速充電器を設置する事業者に対し、設置費用の一部を助成します。
LED防犯灯整備事業	LED防犯灯を新設することによる省エネルギー対策と、二酸化炭素排出量の抑制を推進します。
地球温暖化対策意識啓発事業	市民・事業者の地球温暖化対策意識の向上を目的として、講座や講演会などを開催します。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
市内公共施設における温室効果ガス（二酸化炭素）削減率（％）	（平成24年度） 平成21年度比3.8％削減 （平成21年度：9,455t-CO ₂ ） （平成24年度：9,092t-CO ₂ ）
電気自動車購入助成件数（件）	（平成24年度） 累計 30件

5-2 再生可能エネルギーの推進

現在の主要なエネルギー源である石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料は、限りある資源であり、そのほとんどを海外からの輸入に頼っています。近年、新興国の急速な経済発展に伴って世界的にエネルギー需要が増加しており、エネルギー市場の不安定化が問題となっています。

太陽光や太陽熱、水力、風力などの再生可能エネルギーは、環境への負荷が少ないだけでなく、一度利用しても短時間に再生することが可能であり、エネルギー源として持続的に利用することができます。

再生可能エネルギーの導入には、設備の設置費用がかかること、日照時間や風量など自然条件に左右されるなど、様々な課題があります。

本市では、公共施設への太陽光発電設備などの設置、市域における再生可能エネルギーの利活用を進めていくとともに、その動向に関する情報を提供します。

(1) 各主体の役割

① 市

- 公共施設への再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 再生可能エネルギー関連設備などの導入に対し助成します。
- 国や県の支援制度に関する情報を提供します。

② 市民・事業者

- 太陽光発電設備などの再生可能エネルギーを利用した設備の導入に努めます。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
省エネルギー・再生可能エネルギー導入促進事業	地球温暖化の防止や環境保全意識の高揚を図るため、住宅にスマートハウス関連設備を設置する市民に対し、購入費の一部を助成します。
公共施設への再生可能エネルギー導入推進事業	環境教育や公共施設における再生可能エネルギー導入推進の一環として、太陽光発電設備などの設置に努めます。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
住宅用太陽光発電設備設置状況 (設置件数、総発電量。ただし市で助成したものに限る。)	(平成24年度) 累計 520件 1,904kWh
公共施設における再生可能エネルギー導入状況	(平成24年度) 累計 4件



住宅用太陽光発電システム

基本目標 6 【環境教育・学習】

ライフステージに応じた環境教育・学習、情報提供の機会の拡充を目指します。

【重点的な環境目標 6】

環境指標	基準値	目標
市ホームページや広報紙による環境に関する情報の発信回数	(平成24年度) 119回	基準値より増加
市民・事業者、特に児童・生徒の環境保全意識の向上を図ります。		
※環境教育・学習、環境に関する生涯学習の機会に積極的に参加します。		
【市民取組指標】 学習会、自然観察会などへの参加状況		

基本目標 1 から 5 を実現するためには、市が十分に役割を果たすだけでなく、市民・事業者の環境保全意識の増進と環境に配慮した行動が重要です。

環境問題は、市民・事業者の日常生活や生産活動に起因するため、ライフスタイルの変化、消費拡大にともなうごみ問題、生活排水による河川などの水質汚濁、自動車交通量の増大にともなう温室効果ガス排出量の増加、騒音問題など、人と環境との関わりについて理解と認識を深め、環境への負荷の少ない生活や事業活動を推進することが必要です。

国連が提唱している「持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development)」は、環境に配慮しつつ経済、社会が公正に発展することを目指し、各主体が連携・協働しながら地域間、世代間の公平を実現することを目的とした教育です。環境教育・学習はESDとの関わりからの検討も必要です。

環境に配慮したライフスタイルの普及、定着を目指した環境教育・学習、自主的な環境配慮と環境負荷の少ない事業活動への取組み、正確な環境情報の提供と市民・事業者の環境教育・学習機会を拡充するよう、将来世代をも視野に入れた環境意識の向上を図ります。

《市民や事業者の意識》

- 環境保全活動に関する情報収集で、市民・事業者ともに「テレビや新聞」に次いで「市や県、国などの広報誌」をあげていますが、「環境保全イベントに参加して収集」は市民・事業者ともに数%です。
- 環境保全活動に関する取組みへの参加では、ほとんどの市民が「自分の身の回りだけで行っている」にとどまり、「環境保全イベントに参加」や「環境保全活動団体に参加・中心的に運営」は数%です。
- 市民の意見：「多様化、複雑化した環境問題は遠まわしかもしれませんが、教育が一番。環境に配慮できる人間をつくるのが大事と思われます。」
- 市民の意見：「市の取組み内容が具体的に見えてこない。広報活動が不足しているように感じる。ホームページなどで取組みをもっとアピールして欲しい。」

(平成 23 年度環境に関するアンケートより)

計画の柱

6-1 環境教育などの推進

環境問題は現世代だけで解決できる問題ではないことから、特にこれから先の将来を担う児童・生徒への環境教育・学習機会の充実が優先的な課題です。

地域における環境保全活動を進めるためには、市・市民・事業者が一体となり、連携・協働することが重要です。そのためには、家庭や地域、学校、職場における環境教育・学習を推進し、環境に対する関心や理解、知識を深め、地域において取り組まなければならない環境問題は何なのか、解決のためにはどのような取組みを進めることが効果的なのかなどを理解し、具体的な行動につなげることが必要です。

また、環境教育・学習の機会は学校での教育だけでなく、生涯学習においても設けることが必要です。

(1) 各主体の役割

① 市

- 児童・生徒をはじめ、市民・事業者が自然にふれるなどの、体験を通じて環境に対する意識を深められるようなイベントや学習機会を提供します。
- 小中学校において環境にやさしい取組みとして「レッツトライひまわり環境ISO」を進めます。
- 生涯学習における環境教育の機会の充実を図るとともに、市民団体などによる環境教育・学習の講座を支援します。
- 環境を守り育てる人材や指導者の育成に努めます。

② 市民

- 環境教育・学習の機会や体験イベントなどに積極的に参加し、環境問題に関する知識を深めます。
- 環境に関する知識、理解を深め、地域での環境保全活動につなげます。

③ 事業者

- 環境教育・学習の場や機会、人材の積極的な提供に努めます。
- 事業活動における環境配慮を市民に理解してもらうとともに、地域活動へも参加し、地域とのつながりの強化に努めます。
- CSR（企業の社会的責任）*として、事業所の見学会や環境教育・学習の実施に努めます。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
環境保全意識啓発事業	<p>市民・事業者の環境保全意識の向上を目的とした事業を実施します。</p> <p>「レッツトライひまわり環境ISO」の取組みを推進し、小中学校の児童・生徒の環境保全意識を啓発します。</p> <p>環境教育の一環として、学校への太陽光発電設備の設置、壁面緑化、中庭などの芝生化などを推進します。</p>
教職員研修事業	教職員の資質向上を図るための専門的・技術的研修を行います。
市民自主企画講座開設事業	生涯学習推進のために、生涯学習に取り組む市民団体と市民自主企画講座の企画、運営を支援するとともに、指導者や専門的知識をもった人材の育成を行います。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
学習会の実施状況 (環境講演会、水辺環境教室、ごまっ子環境教室、公民館などの環境学習会の実施回数、参加者数)	(平成24年度) 4回 143人
「レッツトライひまわり環境ISO」実施状況 (重点的な取組みと取り組んだ学校数)	(平成24年度) ・緑化活動 9校 ・美化、清掃活動 3校 ・ごみの減量、分別、リサイクル 12校 ・節電、節水 4校
環境教育研修講座実施状況 (環境教育研修講座実施回数)	(平成24年度) 1回



環境講演会

6-2 環境情報の公開

環境問題に対する関心や理解を深め、実際の環境保全活動に結び付けるためには、環境問題について知るためのきっかけづくりが重要です。そのためには、様々な機会を通じて環境問題に関する情報を提供できる仕組みをつくる必要があります。

(1) 各主体の役割

① 市

- 環境情報を提供できる仕組みをつくりま。
- 市内の環境の現状を公開します。
- 環境施策とその成果を公開します。

② 市民、事業者

- 公開、提供された環境に関する情報の収集に努めます。
- 情報共有のために環境保全活動などの情報の発信に努めます。

(2) 具体的施策（市の事業）

事業名	施策の内容
環境情報提供事業	環境保全、省エネルギー、リサイクル活動について副読本を使用した学習により、児童・生徒の環境意識の増進を図ります。
	市民・事業者に対して市内の大気、水質、土壌の汚染状況、騒音・振動などに関する情報を提供します。
教育研究事業	小中学校教職員を教育研究員に委嘱し、教育に関する基礎的、専門的な分野や学校教育の場における今日的課題について調査研究を行い、その成果を刊行物、研究発表会などを通じて学校教育に反映します。

(3) 進行管理指標

指標	現状（値）
情報提供実施状況	(平成24年度) 環境副読本「わたしたちと環境」、環境の概況、環境家計簿、湧水ざまップ、助成金に係るパンフレット、イベントにおけるパネル展示などによる情報提供を実施

2 市民・事業者の参加、協働による施策の展開に向けて

各基本目標を達成に近づけていくためには、市民・事業者が環境の保全及び創造に関する取組みへ積極的に参加するとともに、市民・事業者と市が協働を基調にした施策を展開することが必要です。

各主体による参加、協働、意見の交換、情報の提供・共有を進めることで、環境施策の効果的な推進を図るとともに、環境の保全及び創造に取り組む人材の育成、市民・事業者の環境の保全及び創造に関する活動への自主的な参加を促進します。

【環境の保全及び創造に関する活動への参加、協働】

① 環境に関する講演会などへの参加

環境問題への関心と理解を深め、考えるきっかけとなるような講演会などに参加し、効果的な環境保全活動につなげます。

② 環境に関するイベントなどへの参加

市や環境関連団体が実施するイベントや環境保全活動へ参加し、環境保全意識の向上につなげます。

③ 協働による環境保全活動

市民団体との河川清掃、美化デーにおける市民総ぐるみの清掃活動、アダプト制度*による美化活動、相互提案型協働事業を活用するなど、協働により環境に関する様々な課題に取り組みます。

【環境の保全及び創造に関する意見の交換】

① 環境に関する市民意見の収集

アンケートなどの実施により、市民・事業者の環境に対する意見、要望を把握し、市民・事業者の意見を踏まえた環境政策を推進します。

② 環境に関する専門家の派遣

環境保全推進アドバイザー派遣事業の活用により、環境学習や意見交換の機会を設けます。

【情報の提供・共有】

① 計画の進捗状況の公表

第3章、第4章で設定した目標や施策の進捗状況を毎年分かりやすい形で公表します。

② 市内の環境に関する情報提供

市内の大気、水質、土壌の汚染状況、騒音・振動、地球温暖化対策などに関する情報を提供します。

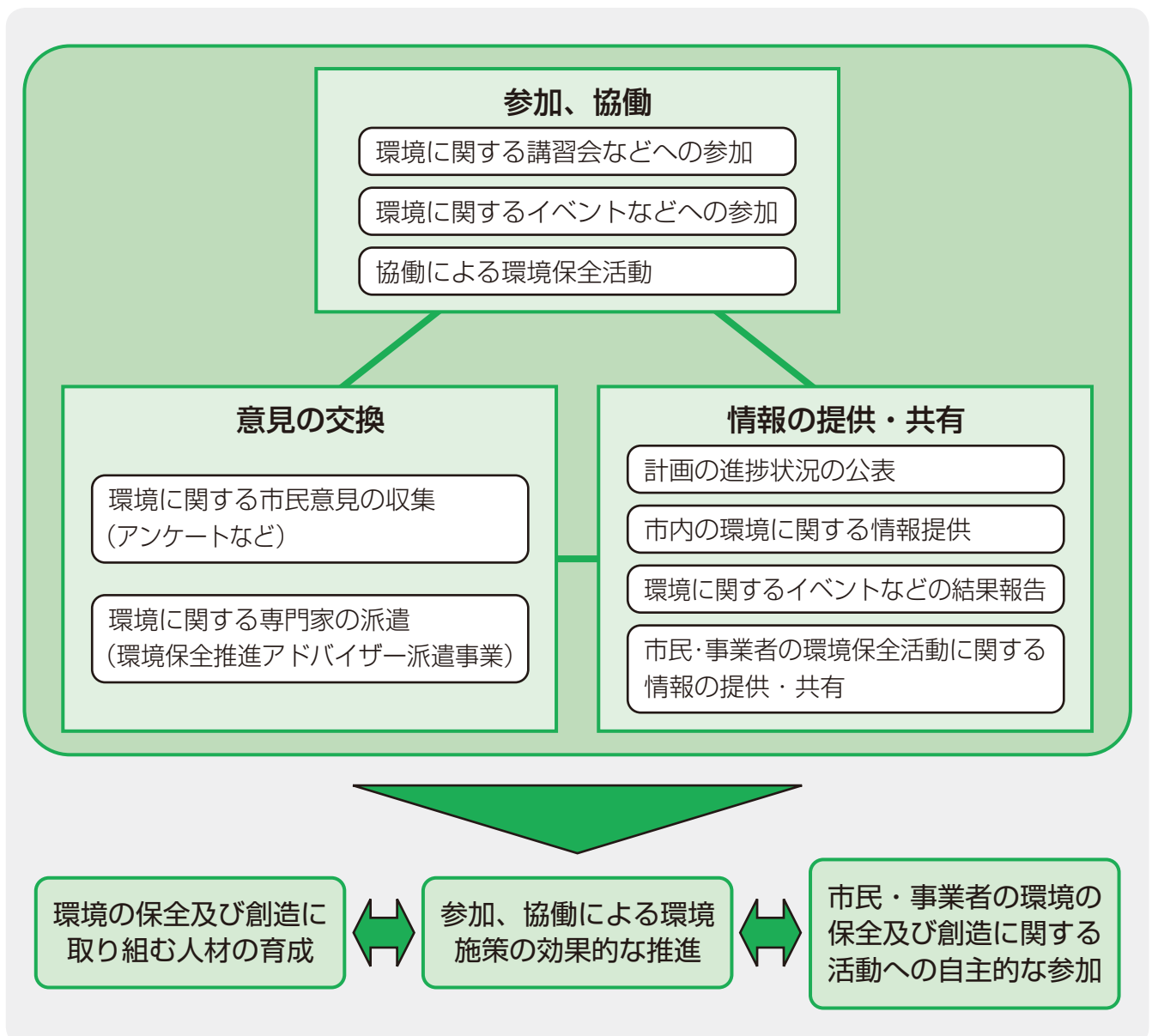
③ 環境に関するイベントなどの結果報告

市や環境関連団体などが実施するイベントや環境保全活動などの実施結果や成果を市ホームページなどに公表し、市民・事業者の環境保全意識の向上を図ります。

④ 市民・事業者の環境保全活動に関する情報の提供・共有

環境関連団体、事業者、小中学校、保育園などが取り組んでいる環境保全活動について、市ホームページなどで活動内容を紹介し、情報共有機会を増やすことによって、さらなる活動推進につなげます。

市民・事業者の参加、協働による施策の推進





第 **5** 章

計画の推進体制と進行管理

- 1 推進体制
- 2 進行管理
- 3 市民・事業者の参加、協働による環境の保全
及び創造に関する活動の推進について

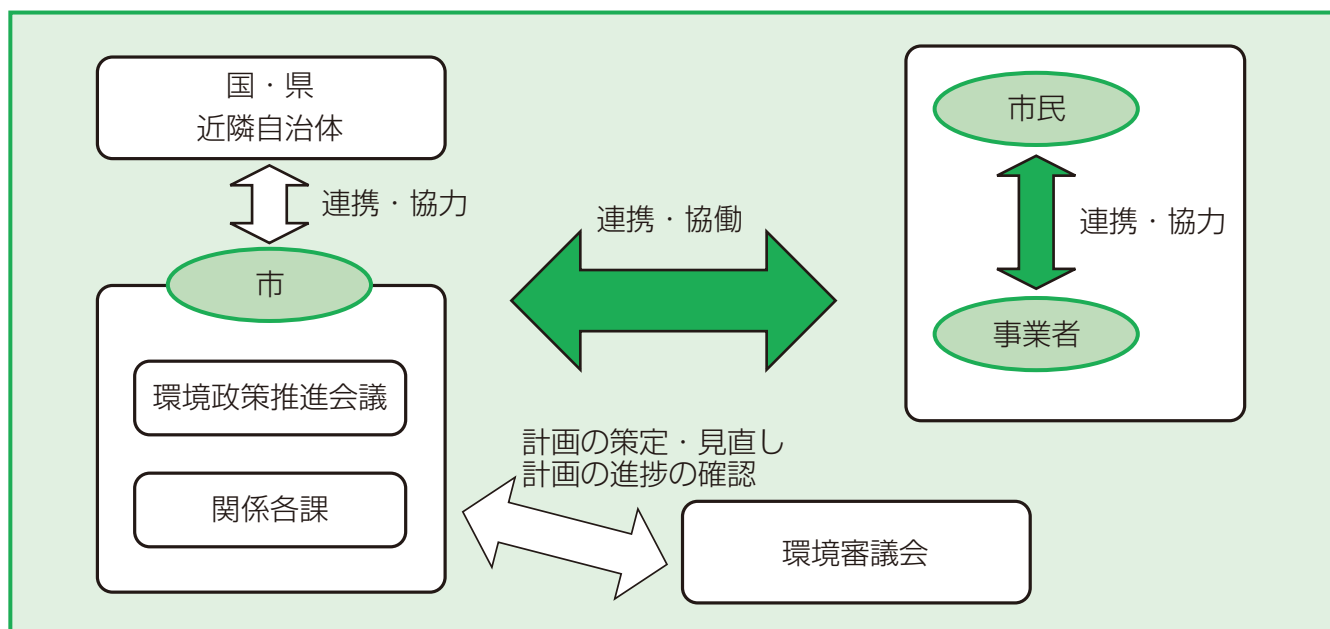
第5章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を着実に推進するために、市・市民・事業者が、将来の本市の環境の保全及び創造に対しての役割を認識し、それぞれに、または連携・協働して、施策、事業や環境負荷の少ない活動を実施します。広域的な課題に対しては、国、県、近隣自治体との連携を図りながら、環境保全の体制を強化します。

また、市は、総合的かつ計画的な環境行政を推進するために、庁内組織である「座間市環境政策推進会議」において、関連事業の調整など、全庁的な合意形成を図るとともに、市民、学識経験者、関係行政機関、環境関連団体の代表から構成される「座間市環境審議会」において、計画の策定・見直し、進捗の確認を行いながら、計画を推進します。

計画の推進体制

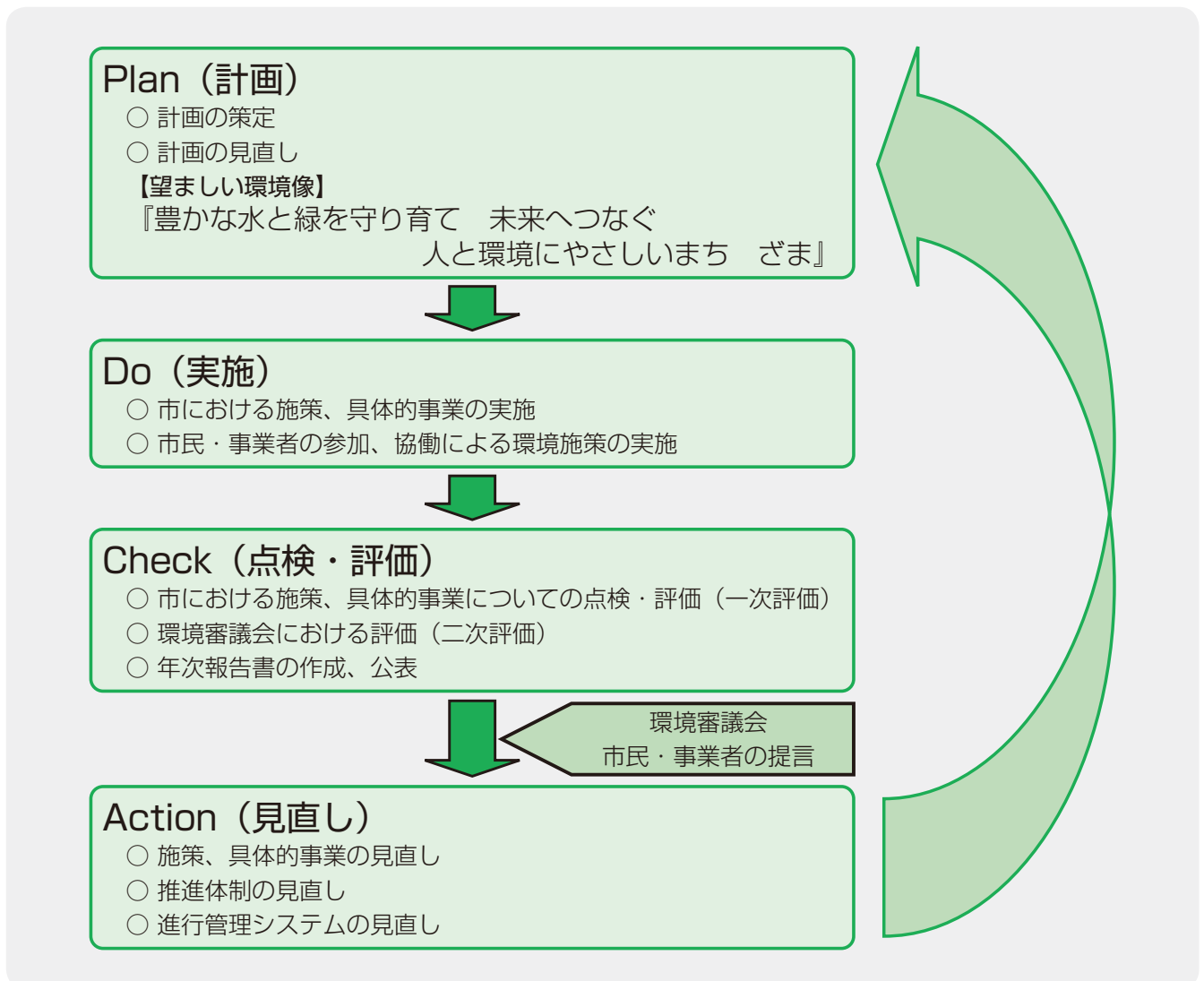


2 進行管理

本計画は、各基本目標に設定した「環境指標」と各計画の柱に設定した「進行管理指標」の点検・評価により進行管理をします。指標の点検・評価は、環境政策推進会議事務局（環境政策課）を中心に行い、「座間市環境審議会」に報告するとともに、年次報告書などで公表し、全市的に計画を推進します。

また、本計画に掲げた市の取組みについての点検・評価、見直し、その結果をさらにその次の取組みへとつなげていくために、「Plan (計画)」、「Do (実施)」、「Check (点検・評価)」、「Action (見直し)」というPDCAサイクルを確立し、進行管理を進めるシステムを構築します。

計画の進行管理



3 市民・事業者の参加、協働による環境の保全及び創造に関する活動の推進について

本計画は、基本条例に基づき、本市のかけがえのない恵み豊かな環境を保全及び創造し、将来世代へ引き継ぐことを目的としています。また、本市の環境の将来像である「望ましい環境像」や、それを実現するための目標と具体的な市の施策、市・市民・事業者それぞれの役割を示し、各主体が各々の役割を果たすための、また一体となって取組みを進めていくための手掛かりとなるものです。

今日の環境問題は、複雑多様化しており、私たちの生活を脅かす深刻な問題となってきています。その影響の緩和や解決のためには、市民・事業者の参加、協働による環境の保全及び創造に関する活動を進めることが重要です。

本計画「第4章 2 市民・事業者の参加、協働による施策の展開に向けて」では、市民・事業者の参加、協働による施策の展開のために、「環境の保全及び創造に関する活動への参加、協働」、「環境の保全及び創造に関する意見の交換」、「情報の提供・共有」の3つの柱を掲げています。これらを進めることで、環境施策の効果的な推進を図ります。



資料編

- 1 座間市環境基本条例
- 2 座間市環境基本計画(案)について【諮問・答申】
- 3 策定経過
- 4 座間市環境審議会開催経過
- 5 座間市環境審議会委員名簿
- 6 市民・事業者の環境意識と行動
- 7 生活環境に係る環境基準
- 8 用語の解説

1 座間市環境基本条例

(平成24年3月28日条例第2号)

私たちのまち座間は、東部に相模原台地、中央部に座間丘陵、西部に相模川沖積低地が広がり、また、中央を目久尻川、西端を相模川が流れ、坂や段丘が多く、起伏に富んだ地形の下、こうした自然により育まれた湧水や地下水が豊富にある恵まれた環境の中で、歴史と地域の特性を生かしながら着実に発展してきた。

しかしながら、こうした発展に伴う社会経済活動の拡大や人口の増加による都市化が進んだ結果、身近な自然が減少するとともに、私たちの生活に密接に関係する環境問題が進行してきた。また、人々は、資源やエネルギーを大量に消費することで、物質的な豊かさや快適さを求めてきたが、これにより環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模の問題にまで拡大し、このままでは人々の生活環境や多様な動植物の生態系など、将来の世代に重大な影響を及ぼすことが懸念されるまでに至っている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、良好な環境を創造しながら、これを将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

このような認識の下に、自然と人とが共生しながら自然の恵みを持続的に享受できるようにするとともに、豊かな水と緑が輝く私たちのまち座間を実現していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本となる理念(以下「基本理念」という。)を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策(以下「基本的施策」という。)を定めることにより、その施策を計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。
- (4) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策並びに地球温暖化によってもたらされる自然災害その他の人の生命又は身体、食料の生産、生物の多様性等への悪影響の防止又は軽減その他の地球温暖化への適応を図るための施策をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市の施策の策定等における市、市民及び事業者との協働を通じて、全ての市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要となる良好な環境の実現を図り、地域の歴史、風土、文化、暮らし、景観等を守り生かしながら、これを将来の世代に継承していくことを旨として行わなければならない。

2 地球環境保全是、人類共通の課題であり、地域環境が地球環境に深く関わっていることから、市、市民及び事業者が自らの課題であると捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、第8条に規定する基本的施策を実施する責務を有する。

2 市は、基本的施策の実施に当たっては、環境への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。

3 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を推進する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、環境の保全及び創造に関し、自ら取り組むとともに、市が実施する施策及び活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって生ずる公害を未然に防止し、環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 事業者は、環境の保全及び創造に関し、自ら取り組むとともに、市が実施する施策及び活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関して広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 基本理念の実現を図るための基本的施策は、次に掲げるものとする。

- (1) 生物の生息又は生育に配慮し、多様な生態系を保持するとともに、斜面緑地、地下水等を適正に保全し、豊かな自然環境を整備すること。
- (2) 湧水と緑を生かした美しい都市景観の形成、歴史的文化的遺産の保存等を推進するとともに、魅力ある都市環境の実現を図ること。
- (3) エネルギーの有効利用、廃棄物発生の抑制及び資源の循環的な利用が推進される社会の構築を図ること。
- (4) 公害の防止策を推進し、良好な生活環境を創造すること。
- (5) 地球温暖化対策等を推進し、地球環境を保全すること。
- (6) 市民の環境保全意識及び活動意欲を増進させるなど環境の保全等に関する学習機会を充実させるとともに、現在のみならず将来の世代をも視野に入れた良好な環境の保全及び創造を図ること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、市における総合的かつ計画的な環境行政の推進を図るため、座間市環境基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、基本的施策及びその実現を図るために必要な事項について具体的に示すものとする。

3 基本計画の対象地域は、市全域とし、広域的な観点から策定するものとする。

4 基本計画の期間は、社会情勢、科学技術の進展状況等を勘案して定めるものとする。

5 市長は、基本計画を策定するときは、市民、事業者及び関係する団体の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、第17条に規定する座間市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

6 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

7 前2項の規定は、基本計画を変更する場合に準用する。

(年次報告書の作成及び公表)

第10条 市長は、基本計画の適正な進行管理を図るため、基本計画に基づく施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、年次報告書について審議会の意見を聴くものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、公害の原因となる行為及び良好な環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その防止のために必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済的措置)

第12条 市は、市民又は事業者が、自らの行為に係る環境への負荷の低減に関する活動をする必要があると認めるときは、その活動を行う者に対して、経済的な助成等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視及び測定)

第13条 市は、公害その他環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、事業者に対して、資源及びエネルギーが有効利用され、環境への負荷の低減に資する施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、その活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全及び創造に関する教育の推進及び学習の機会の充実に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒に対する環境の保全及び創造に関する学習の機会の充実に努めるものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、基本的施策が効果的に推進されるよう市民及び事業者の参加等を促すため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に資する活動に参加する機会を設けること。

(2) 地域の環境の保全及び創造について、意見を交換できる機会を設けること。

(3) 環境の保全及び創造に関して必要な情報の提供等により市民活動を支援すること。

(審議会)

第17条 総合的かつ計画的な環境行政の推進その他の環境の保全及び創造に関する重要事項について、市長の諮問に応じて、調査審議するため審議会を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境政策推進会議)

第18条 環境行政の効果的かつ体系的な推進を図るため座間市環境政策推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

2 推進会議は、市の関係職員を構成員とする。

3 推進会議について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2 座間市環境基本計画(案)について【諮問・答申】

【 諮 問 】

座環発第17号
平成24年9月4日

座間市環境審議会
会長 田中 充 様

座間市長 遠藤 三紀夫

座間市環境基本計画(案)について(諮問)

座間市環境基本計画を策定するにあたり、座間市環境基本条例(平成24年座間市条例第2号)第9条第5項の規定に基づき、別添「座間市環境基本計画(案)」について、諮問いたします。

【 答 申 】

平成25年11月13日

座間市長 遠藤 三紀夫 様

座間市環境審議会
会長 田中 充

座間市環境基本計画（案）について（答申）

平成24年9月4日付け座環発第17号をもって諮問を受けた標記事項について、本審議会は、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

- 1 第1章「計画の基本的事項」では、環境基本計画の位置付けについて、総合計画の環境分野の個別計画であるとともに、他の計画とも相互に整合し、連携する関係であること。
- 2 第2章「座間市の現状と課題」では、自然環境、都市環境、循環型社会、生活環境、地球環境、環境教育・学習について、市域における現状と課題を分析し、明確にすること。
- 3 第3章「望ましい環境像と計画の目標」では、「望ましい環境像」を実現するために、座間市環境基本条例に基づく基本目標とともに、その望ましい改善の方向や達成すべき数値を表わす重点的な環境目標を設定すること。また、計画の推進主体は、市、市民、事業者であることから、市のみならず市民、事業者が自主的に取り組む目標を設定すること。
- 4 第4章「施策の展開」では、基本目標及び重点的な環境目標の達成に向けた計画の柱を設定し、それぞれの柱において、市、市民、事業者の各主体の果たすべき役割を示すとともに、施策の進捗状況を的確に把握し、評価するための指標を設定すること。また、市民や事業者の参加、協働による効果的な環境施策の展開に向けた内容を示すこと。
- 5 第5章「計画の推進体制と進行管理」では、計画を着実に推進していくための体制の整備と、計画に掲げた取組みの点検・評価、見直しを行うための進行管理システムを明らかにすること。

以上の諸点を踏まえて、座間市環境基本計画を策定するとともに、これまで以上に市、市民、事業者が参加と協働を基調にした取組みを実施し、適正な進行管理の仕組みのもとで実効性のある計画の推進が図られることを期待します。

3 策定経過

年度	月日	内容
平成23年度	7月25日～11月30日	環境に関するアンケート実施 (対象：市民2,500人、事業者200社)
平成24年度	4月1日	座間市環境基本条例の施行
	6月21日	第1回座間市環境審議会
	7月1日	環境講演会2012 「みんなでつくる座間市の環境 ～知ろう！学ぼう！省エネ対策～」 ・基調講演「環境基本計画の策定に向けて」 座間市環境審議会会長 田中 充 氏
	9月4日	第2回座間市環境審議会(諮問)
	10月10日	第1回座間市環境審議会・計画部会
	10月25日～11月9日	将来の世代の環境保全意識に関するアンケート実施 (対象：市内中学校6校の中学二年生962人)
	11月21日	第2回座間市環境審議会・計画部会
	12月20日	第3回座間市環境審議会・計画部会
	1月18日	第1回座間市環境政策推進会議
	2月4日	第3回座間市環境審議会
平成25年度	4月26日	第1回座間市環境審議会
	4月29日	緑化祭りにおいてアンケート実施(対象：緑化祭り参加者175人)
	5月16日	第1回座間市環境政策推進会議
	5月21日	政策会議
	6月	(環境月間)環境パネル展、来庁者ヒアリング
	6月29日	環境講演会2013 「人と環境に優しいまち ざま を未来につなぐために ～環境基本計画の意義～」 ・座間市環境基本計画概要説明 ・講演「環境基本計画の意義と役割～市民等と協働で環境づくりを実現する～」 座間市環境審議会会長 田中 充 氏 ・市民団体活動発表、意見交換
	7月8日～8月9日	座間市環境基本計画(案)に関するパブリックコメント
	7月23日	座間市環境基本計画(案)に関する市民説明会
	10月3日	第2回座間市環境審議会
	11月13日	第3回座間市環境審議会(答申)
	11月19日	政策会議
1月28日	座間市環境基本計画の決定	

4 座間市環境審議会開催経過

年度	月日	出席者	内容
平成24年度	6月21日	11名	<p>第1回座間市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委嘱式 ○会長・副会長選出 ○(仮称)座間市環境基本計画策定について
	9月4日	11名	<p>第2回座間市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○座間市環境基本計画(案)について(諮問) ○部会について ○関連計画について
	10月10日	5名	<p>第1回座間市環境審議会・計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○座間市環境基本計画(案)について ○新たな内容の追加について
	11月21日	9名	<p>第2回座間市環境審議会・計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○座間市環境基本計画(案)について ○新たな内容の追加について
	12月20日	6名	<p>第3回座間市環境審議会・計画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○座間市環境基本計画(案)について ○市民等の参加、協働に向けての取組みについて
	2月4日	11名	<p>第3回座間市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○座間市環境基本計画(案)について ○望ましい環境像について ○その他(座間市環境基本計画策定スケジュールと市民説明会等について)
平成25年度	4月26日	12名	<p>第1回座間市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○座間市環境基本計画(案)について ○今年度の策定スケジュールについて
	10月3日	7名	<p>第2回座間市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○座間市環境基本計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について ○座間市環境基本計画(案)について
	11月13日	10名	<p>第3回座間市環境審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○座間市環境基本計画(案)について(答申)

5 座間市環境審議会委員名簿

(平成24年6月から)

(敬称略50音順)

氏名	所属など
池上 貴明	関係団体代表(座間市稲作研究会)
井上 貞明	公募市民
尾崎 幸利	関係団体代表(座間市立小中学校校長会)(平成25年4月26日から)
加藤 仁美	学識経験者(東海大学工学部教授)
川島 スミエ	関係団体代表(座間市地域婦人団体連絡協議会)
小池 秀司	関係団体代表(座間市地下水保全連絡協議会)
齋藤 征志	関係団体代表(座間市立小中学校校長会)(平成25年4月25日まで)
◎ 田中 充	学識経験者(法政大学社会学部教授)
渡慶次 道哉	関係団体代表(座間工業会)
○ 内藤 克利	関係団体代表(座間のホテルを守る会)
増山 昭男	関係団体代表(座間市自治会総連合会)
村山 史世	学識経験者(麻布大学生命・環境科学部専任講師)
矢板 千英子	関係団体代表(神奈川県県央地域県政総合センター)

◎:会長 ○:副会長

計画部会委員名簿

氏名	所属など
井上 貞明	公募市民
加藤 仁美	学識経験者(東海大学工学部教授)
小池 秀司	関係団体代表(座間市地下水保全連絡協議会)
□ 村山 史世	学識経験者(麻布大学生命・環境科学部専任講師)
矢板 千英子	関係団体代表(神奈川県県央地域県政総合センター)

□:部会長

6 市民・事業者の環境意識と行動

(1) アンケートの実施

平成24年度に施行された基本条例の制定と本計画の策定にあたり、市民・事業者の環境に関する意識及び行動（身近に感じている環境問題、身の回りの環境の変化、環境保全活動において意識していることなど）を把握するため、アンケートを実施しました。

また、これからの座間市を担っていく世代を対象に、日常生活における環境保全意識について、アンケートを実施しました。

①実施方法

【環境に関するアンケート】

調査対象 20歳以上の市民：2,500人（無作為抽出）
市商工会に加盟している事業者：200社（無作為抽出）

調査方法 郵便による調査票の発送、回収

調査期間 平成23年7月25日（月）～11月30日（水）

回収状況

区 分	発送数	有効回収数	回収率
① 市民	2,500	881	35.2%
② 事業者	200	89	44.5%
全 体	2,700	970	35.9%

【将来の世代の環境保全意識に関するアンケート】

調査対象 市内中学校6校の中学二年生

調査方法 調査票の配布、回収

調査期間 平成24年10月25日（火）～11月9日（金）

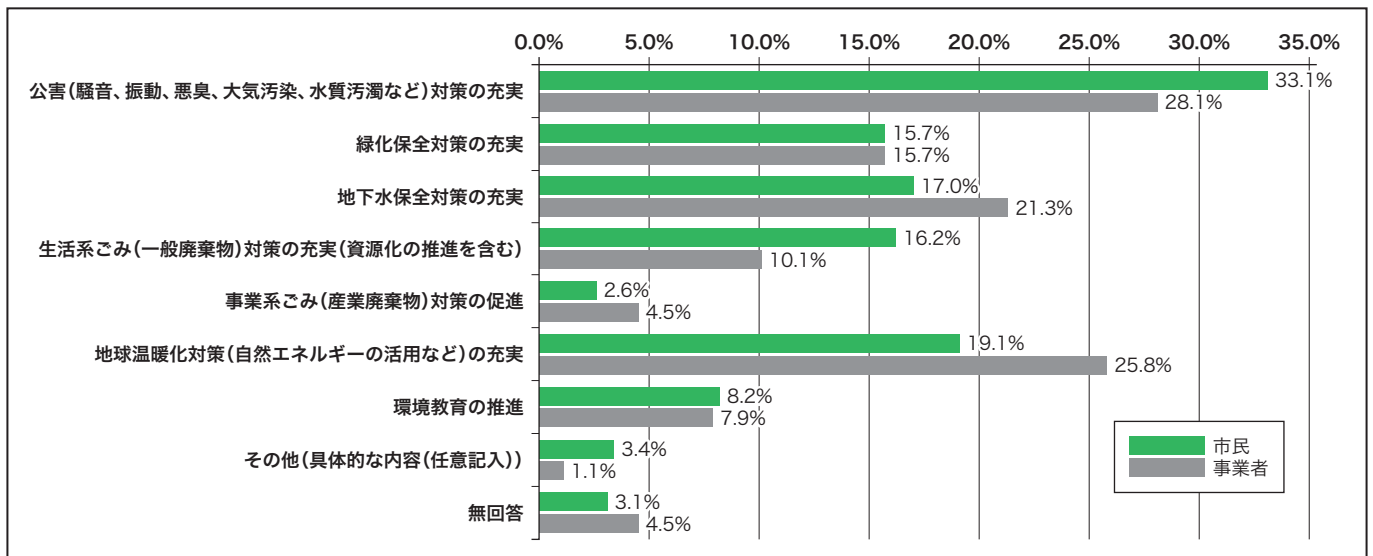
回収状況 962（有効回収数）

②アンケート結果の概要

【環境に関するアンケート】(市民・事業者)

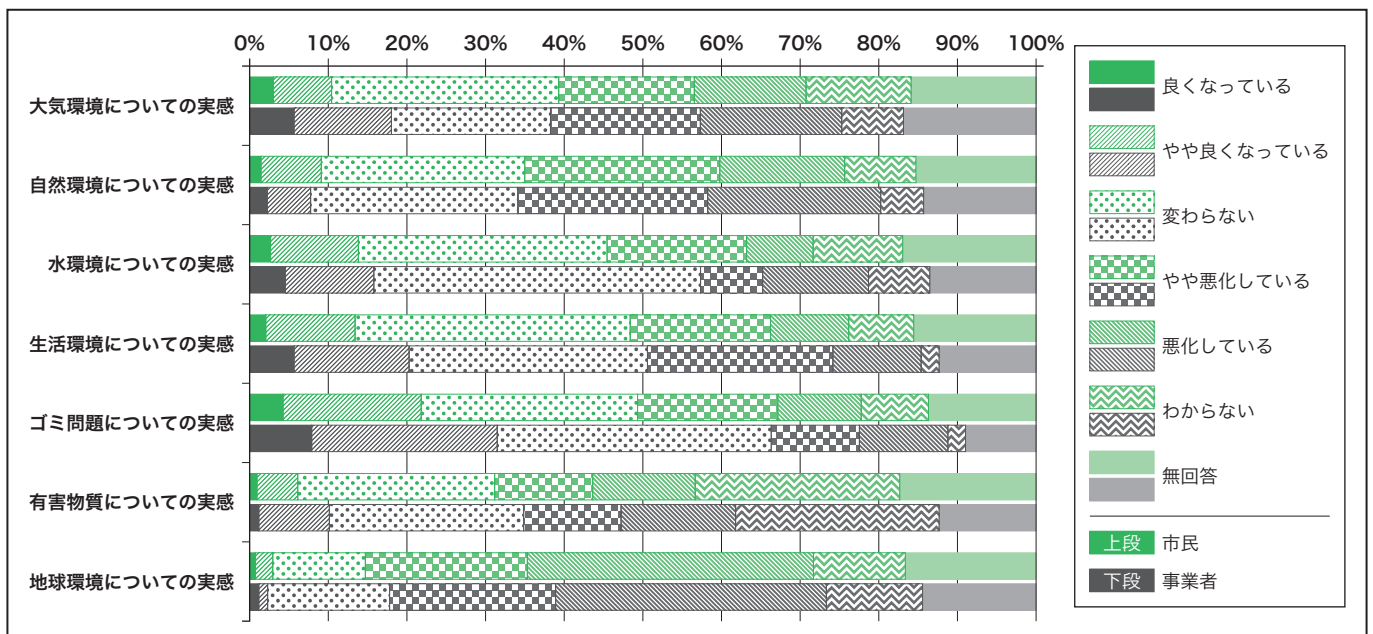
問1 今後、地域環境や地球環境を良くするために、市に取り組んで欲しい内容はありますか。(選択は1つ)

「今後、地域環境や地球環境を良くするために、市に取り組んで欲しい内容」は、市民・事業者ともに「公害(騒音、振動、悪臭、大気汚染、水質汚濁など)対策の充実」、「地球温暖化対策(自然エネルギーの活用など)の充実」の順です。



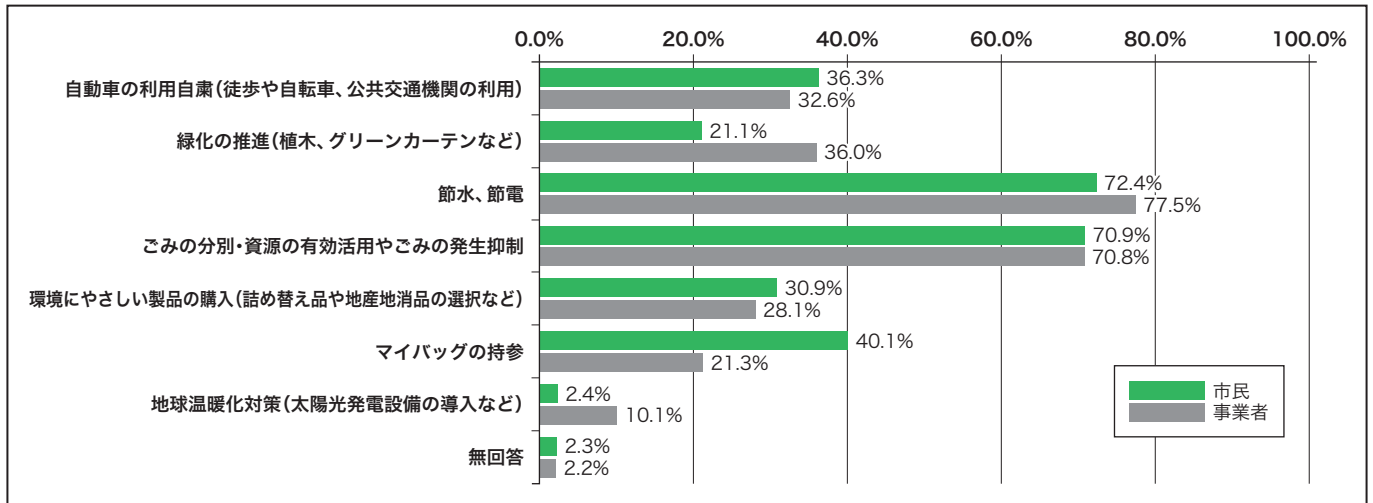
問2 あなたは市内の環境について、数年前(5～10年前)と比較してどのような実感をお持ちですか。

「市内の環境について、数年前(5～10年前)と比較」して、「良くなっている、やや良くなっている」の回答が最も多いのは「ごみ問題」です。逆に、「悪くなっている、やや悪くなっている」の回答が最も多いのは「地球環境」です。



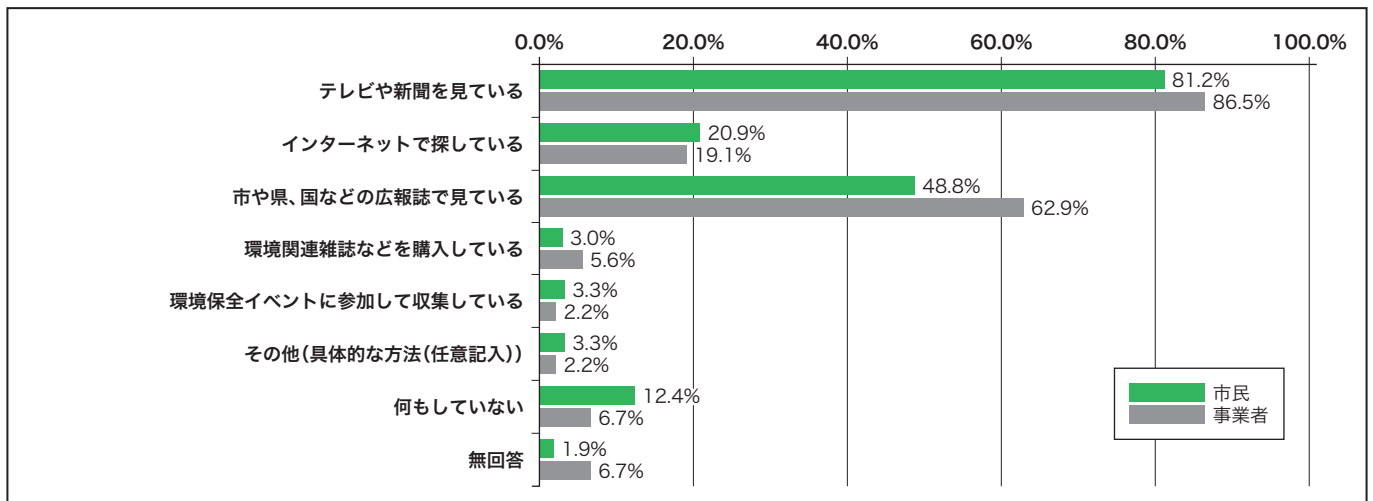
問3 あなたは普段の生活の中で、環境保全に対して心がけていることはありますか。〈選択は3つまで〉

「普段の生活の中で、環境保全に対して心がけていること」では、日常生活に身近な「節水、節電」や「ごみの分別・資源の有効活用やごみの発生抑制」の回答が多く、それぞれ7割以上です。



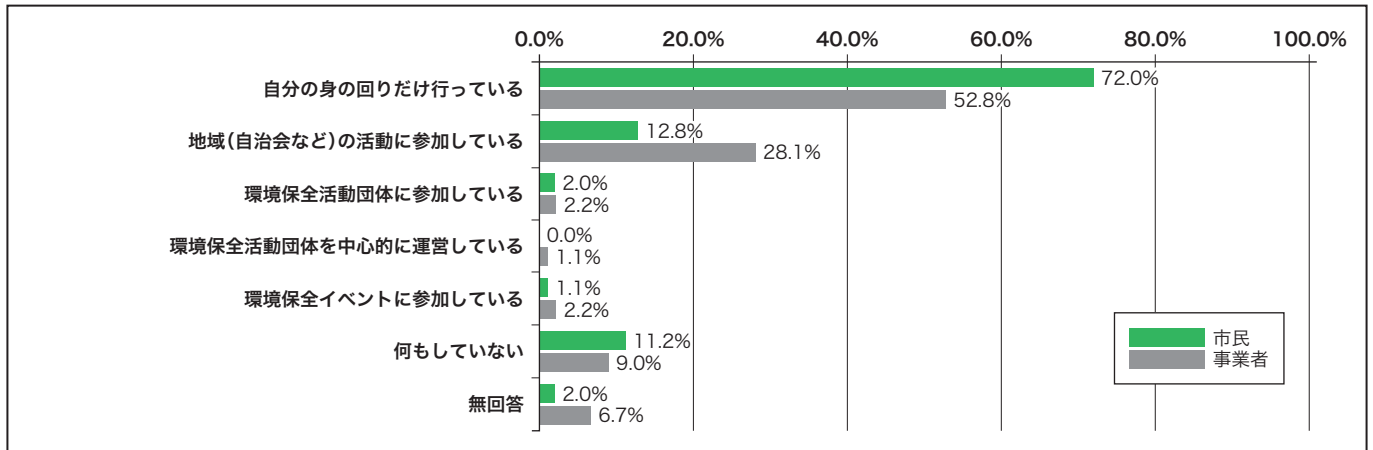
問4 あなたは環境保全活動に関する情報収集を行っていますか。〈選択は3つまで〉

「環境保全活動に関する情報収集」では、市民・事業者ともに同様の傾向を示しており、「テレビや新聞を見ている」が最も多く、次いで「市や県、国などの広報誌で見ている」、「インターネットで探している」です。公的機関の広報誌は、重要な情報収集の手段と認識されています。



問5 あなたは環境保全活動に関する取組みを行っていますか。(選択は1つ)

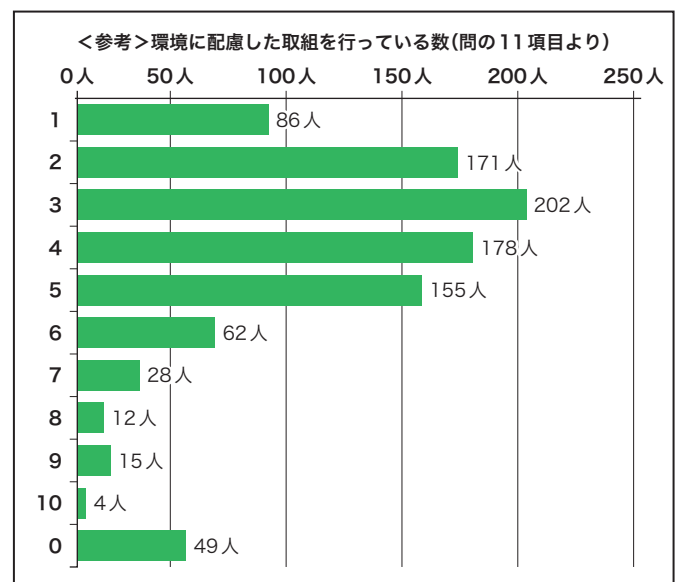
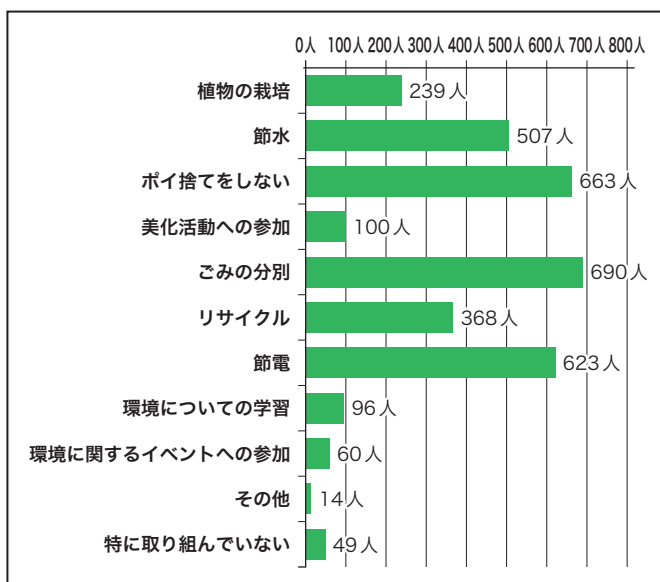
「環境保全活動に関する取組み」では、市民・事業者ともに同様の傾向を示しており、「自分の身の回りだけ行っている」、「地域(自治会など)の活動に参加している」の順です。



【将来の世代の環境保全意識に関するアンケート】(市内中学校6校の中学二年生)

問 あなたは環境に配慮し、普段、次のようなことに取り組んでいますか。特に取り組んでいることに○をしてください。(いくつでも)

「環境に配慮し、普段、取り組んでいること」では、「ごみの分別」、「ポイ捨てをしない」、「節電」の順に多く、その取り組んでいる数(下図)は、2~5つが多く、将来の世代の中学生は多くの「環境に配慮した取組み」を行っています。



(2) 座間市環境基本計画(案)に係る来庁者ヒアリング

平成25年6月に実施した環境パネル展の期間中、本計画を周知することを目的に、計画(案)の概要(主に施策の体系図)について来庁者に説明を行いました。また、計画策定や策定後の環境施策の参考にするために、本計画(案)に関するヒアリングを実施しました。

①概要

実施期間 平成25年6月中の5日間
実施場所 市役所1階市民ホール
実施方法 計画(案)の概要説明後、質問を行い、回答内容を職員が記入
聞き取り状況 153人(男性:85人、女性:68人)

②実施結果

問1 環境基本計画がどのようなものかご存知ですか。

知っている:34人(22.2%) 知らない:119人(77.8%)

問2 市役所や市民の方同士で環境にやさしい活動と一緒に取り組んだことはありますか。また、取り組むべきと思うことはありますか。

主な回答

(自然環境に関する内容)

- ・谷戸山の自然観察会
- ・敷地内緑化

(都市環境に関する内容)

- ・地域の美化活動(道路の除草などを含む)
- ・河川の清掃

(循環型社会に関する内容)

- ・段ボールコンポスト(ごみの減量)
- ・エコキャップ収集
- ・古紙の回収

(地球環境に関する内容)

- ・会社におけるISOの取組み

(環境教育・学習に関する内容)

- ・講演会、学習会、シンポジウムなどへの参加

問3 市役所に情報発信してほしい環境保全に役立つ情報は何だと思いませんか。

主な回答

(自然環境に関する内容)

- ・豊かな緑のPR
- ・水道水(地下水)の状況

(生活環境に関する内容)

- ・市内の環境の状況
(PM2.5や放射能などのタイムリーな情報、航空機騒音や防音対策に関する情報など)

(循環型社会に関する内容)

- ・ごみ出し方のルール、分別後のごみの使われ方
- ・生ごみの堆肥化の情報

(地球環境に関する内容)

- ・節電の方法などの生活に身近な情報
- ・住宅用太陽光発電設備などの補助金の情報

(環境教育・学習に関する内容)

- ・環境保全につながる取組みの情報
- ・環境に関するイベントの情報

問4 市役所の環境への取組みについて、ご意見・ご要望はありますか。

- ・公園がきれいになったと思う。
- ・公園など自然を増やしてほしい。
- ・近隣市に比べ都市化が進んでいない。豊かな緑をこのまま残してほしい。PRもすべき。
- ・美化活動などのPRをすれば、市民の参加も増えると思う。
- ・情報発信の仕方に工夫が必要でないか。
- ・子どもたちにもわかる形で情報発信してほしい。そうすれば子供たちの意識も変わってくるのではないか。
- ・座間市はきれいなので不満はない。
- ・補助金はありがたいが、その目的を明確にした方がよい。
- ・環境に関する一層の取組みを期待する。
- ・環境に関する取組みの成果が見えないので、よくなっているのかが分からない。
- ・計画策定はよい取組みだと思う。
- ・市が何をやっているかわからない。PR不足ではないか。



来庁者ヒアリング

7 生活環境に係る環境基準

(ここでは、本計画の施策などに係る環境基準を掲載しています。)

(1) 大気汚染に係る環境基準 (昭48.5.8環告25、最終改正平8.10.25環告73)

①大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。

②有害大気汚染物質 (ベンゼン等) に係る環境基準

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

③微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 水質汚濁に係る環境基準 (昭46.12.28環告59、最終改正平25.3.27環告30)

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

②生活環境の保全に関する環境基準

■ 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L以上	—

備考

- ◆座間市：目久尻川、鳩川は水域類型の指定なし。流入先本川との合流地点で指定された類型を準用
目久尻川：B類型を準用、鳩川：A類型を準用

1. 基準値は、日間平均値とする。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

(注)

1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(3) 騒音に係る環境基準 (平10.9.30環告64、最終改正平24.3.30環告54)

■ 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

備考

1. 環境基本法では、騒音に係る環境基準の地域類型をあてはめる地域を知事が指定することとなっており、指定の状況は次のとおりである。

AA：座間市では該当なし

A：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

B：第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域

C：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

2. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 (平9.3.13環告10、最終改正平24.5.23環告85)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下

項目	基準値
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

8 用語の解説

あ

アスベスト(石綿:いしわた、せきめん)

繊維状のケイ酸塩鉱物の総称。耐熱性、耐薬品性、耐摩耗性、絶縁性などの特性を有することから、建設資材をはじめ多くの分野で利用されてきたが、肺がんや中皮腫の発症などの人体の影響が指摘され、飛散性製品に対して除去や防止策の対応が講じられた。

アダプト制度

道路や公園、河川、緑地といった特定の公共施設において、行政が市民や民間事業者と定期的に美化活動を行うように契約する制度のこと。

硫黄酸化物(SO_x)

刺激性の強い腐食性の有毒ガスで、二酸化硫黄(SO₂)、無水硫黄(SO₃)などがある。硫黄(S)が燃えると二酸化硫黄(SO₂)となり、二酸化硫黄は太陽の紫外線により光酸化されて無水硫酸(SO₃)となる。

硫黄酸化物は、呼吸器官を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などの病気をおこすほか、植物を枯らしたりする。

一般地域(騒音関係)

道路に面する地域以外の地域。環境省の「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」におい

て、一般地域における環境基準の達成状況の地域としての評価方法については、「原則として一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価するものとする。」とされた。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、一般廃棄物の処理に関する施策をまとめた計画。海老名市、座間市、綾瀬市、高座清掃施設組合により策定。平成19年度に策定、平成25年3月に改定。平成25年度から15年後の平成39年度を目標年度とする。

温室効果ガス

二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があることから温室効果ガスと呼ばれる。

か

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

工場や事業場の設置についての規制、事業活動における環境保全のための措置などを定めることにより、県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする条例。平成10年に施行。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさなどの数値を定めたもの。環境基準は、国や地方公共団体が公害対策を進めていくうえで行政上の目標として定めたもので、公害発生源を直接規制するための基準(いわゆる規制基準)とは異なる。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続きなどの仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS-Environmental Management System)という。

本市は、平成13年度より運用してきたISO14001外部認証を返上し、本市独自の規格「ひまわり環境システム」を平成22

年度より運用。

ISOの環境管理手法を継承しつつ、エネルギー使用量の削減に特化し、環境への負荷を軽減するための環境管理システムの運用を実施している。

景観行政団体

「景観法」に定義される団体で、政令指定都市、中核都市は自動的に、その他の市町村は都道府県との協議・同意によりなることができる。景観行政団体は、「景観法」に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や整備の方針、景観形成に関わる基準などをまとめる「景観計画」を定めることができる。

光化学オキシダント(O_x)

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線によって生成した物質のうち、二酸化窒素を除く酸化性物質の総称。

光化学スモッグ

風が弱く気温が高いなどの特殊な気象条件下において、光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかったようになる現象。光化学スモッグが発生すると光化学オキシダントにより眼やのどに刺激を受けたり、植物の葉が枯れるなどの被害が発生しやすい。

さ

再生可能エネルギー

有限な資源の石油・石炭などの化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力(ダム式発電以外の小規模なものなど)や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーを指す。

座間市景観計画

「景観法」に基づき、地域独自の美しさを守り育てることを目的とする計画。全市を対象とした景観計画区域と鈴鹿長宿区域を対象とした鈴鹿長宿特定景観計画地区を設定。一定規模以上の建築行為、開発行為にあたっては届出が必要となり、景観形成方針と行為の制限の基準に適合する必要がある。平成20年8月に策定。

座間市地下水保全基本計画

「座間市の地下水を保全する条例」(平成10年12月1日施行)に基づき、地下水の保全利用の観点から、保全に係る目標の設定及び施策の展開の方向を示した計画。平成15年2月に策定。

座間市地球温暖化防止実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)第20条の3第1項の規定に基づき、市が所管する事務及び事業に関する温室効果ガ

スの排出量の削減を目的とする計画。現計画は、平成23年6月改定の「座間市第二次地球温暖化防止実行計画」。計画期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間。

座間市都市マスタープラン

「都市計画法」第18条の2に基づく、都市づくりの方向性を示す総合的な計画。今後の土地利用の規制・誘導、道路・公園などの整備、自然環境の保全、安全性の向上などを示した計画で、平成13年3月に概ね20年先を見据えたまちづくりの方針として策定、平成23年3月に改定。

座間市緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき、都市における緑地の保全及び緑化の目標、推進のための施策などを定め、市民・事業者・行政が協働して緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施することを目的とする計画。目標年次を平成34年度とし、平成24年3月に改定。

CSR(企業の社会的責任) (Corporate Social Responsibilityの略)

企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー(利害関係者)全体の利益を考えて行動すべきであるとする考えで、行動法令の遵守、環境保護、人権保護、消費者保

護などの社会的側面にも責任を有するという考え方。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球的規模から身近な地域で保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会形成推進基本法」では、第一に製品などが廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物をできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものを適正に処分することを徹底することにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定した法律。

水質汚濁防止法

公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止し、国民の健康

を保護するとともに生活環境の保全を図るために、事業場からの排水の規制、生活排水対策の推進、有害物質の地下浸透規制などを規定した法律。

スマートハウス

家庭内のエネルギー機器、自動車、家電機器、住設機器を相互に連携させることで、より効率的なエネルギー利用と機器連携を通じた新たな価値を提供することのできる住宅。

本市では、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、市内の住宅にスマートハウス関連設備を設置する際に補助金を交付。スマートハウス関連設備とは、①住宅用太陽光発電システム、②エネファーム（家庭用燃料電池システム）、③リチウムイオン蓄電池、④HEMS（ヘムス：住宅用エネルギー管理システム）をいう。（平成25年度現在の事業内容）

生活環境の保全に関する項目

生活環境を保全する目的から、「環境基本法」で公共用水域群別に定めている基準。河川では、類型ごとに5項目（pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数）の基準を設定。

生物多様性

ある地域の生物の多様さとその生育環境の多様さをいう。同じ環境のもとでは、多様な生物が生息するほど生態系は健全であり、希少な種を保護する

だけでなく、多様な生物が生息する環境そのものを保全することが重要とされる。

た

ダイオキシン類

毒性がきわめて強い化学物質で、「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDDs）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs）に加え、コブラーナーPCBを「ダイオキシン類」と定義している。

地球温暖化

近年の人為的な温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）の放出増大に伴って、地球の平均気温が上昇している状態。気温・水温の上昇によって、海面の上昇をはじめ洪水や干ばつなどの気象への影響、生態系の変化が危惧されている。

窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物。その代表的なものとして一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）がある。窒素酸化物は、直接人体に吸い込まれると5ppm程度でも呼吸器官が刺激を受けるとされている。

低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

な

二酸化硫黄 (SO₂)

無色で刺激性があるガスで、空気より重い。二酸化硫黄は、大気中でゆっくり酸化されて無水硫酸 (SO₃) となり、水蒸気、水滴の存在で硫酸 (H₂SO₄) に変わり、大気中で硫酸ミストや酸性雨となる。

二酸化窒素 (NO₂)

大気中の窒素酸化物の構成成分で、発生源はボイラーや自動車などの燃焼過程、硝酸製造などの工程がある。燃焼過程では、ほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で酸化されて二酸化窒素となる。二酸化窒素は、呼吸とともに人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因となる。光化学オキシダントの原因物質でもある。

は

BOD (生物化学的酸素要求量) (Biochemical Oxygen Demandの略)

河川水中の汚染物質 (有機物) が、微生物によって無機性酸化物とガスに分解し安定化されるときに必要とされる酸素量のこと。この数値が大きくなればその河川水中には汚濁物質が多く含まれていることを意味する。水質の汚濁の指標として用いられている。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊している微小粒子で粒径が2.5μm (マイクロメートル：100万分の1m) 以下の微細な粒子の総称。

ヒートアイランド (現象)

都市域において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化し、都心域の気温が郊外に比べ高くなる現象をいう。この現象は、都市及びその周辺の地上気温分布において等温線が都市部を中心に島状に市街地を取り巻く状態となることからヒートアイランド (熱の島) といわれる。

人の健康の保護に関する項目

人の健康を保護する目的から、「環境基本法」で全公共用水域について27項目の基準を定めている。維持されることが望ましい水質基準といえる。

ppb

(Parts Per Billionの略)

10億分の1の単位。1m³の気体中に1mm³、1tの液体中に1mgの物質が混じっている場合の濃度を1ppbと表す。1ppb = 0.0000001%

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粉じんのうち粒径が10μm (マイクロメートル：100万分の1m) 以下の微細な粒子の総称。

ベンゼン (C₆H₆)

揮発性有機化合物の一種で、無色透明の液体。染料、医薬品、農薬などの化学品の合成原料、溶剤、抽出剤などに広く用いられている。白血病、再生不良性貧血など、人体への影響がある。

や

有機塩素系化合物

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなど塩素を含む有機化合物の総称。ほとんどの種類が人工の化合物で、主に農薬や溶剤として用いられるために合成された。多くは人体や環境に有害。

座間市環境基本計画

— 豊かな水と緑を守り育て 未来へつなぐ 人と環境にやさしいまち ざま —

発行 座間市／平成26年3月

編集 座間市 環境経済部 環境政策課
